平成20年度障害者保健福祉推進事業

「障害者自立支援プロジェクト~障害者の就労・雇用支援セミナーパッケージ」 企業担当者自己研鑽用DVD及びガイドブック

初めての知的障害者雇用

「皆んな働く仲間たち」

~ 戦力として考える 企業の知的障害者雇用 ~



平成20年度障害者保健福祉推進事業 •

「障害者自立支援プロジェクト~障害者の就労・雇用支援セミナーパッケージ」 企業担当者自己研鑽用DVD及びガイドブック

初めての知的障害者雇用・

「皆んな働く仲間たち」

~ 戦力として考える 企業の知的障害者雇用 ~







企画・製作 特定非営利活動法人 WEL'S新木場プロジェクトチーム

はじめに

特定非営利活動法人 WEL'S新木場 理事長 春田 文夫

本研究は、厚生労働省平成20年度障害者保健福祉推進事業「障害者自立支援プロジェクト」を特定 非営利活動法人WEL'S新木場が受託したものです。

企業を取り巻く経営環境は、100年に1度と言われる世界規模での経済不況の中で、未曾有の危機的 状況をむかえております。このような厳しい環境の中で、企業のコンプライアンスこと障害者雇用に 関して、企業の優先課題として取り組みをすることすら危ぶまれる状況でもあります。

しかしながら、わが国の直面する課題である、社会保障制度基盤の弱体化、少子高齢化、労働人口 の減少等々の対処方法を鑑みた場合、障害のあるなしにかかわらず、全ての国民が持てる能力を発揮 し、社会を支える立場になることが重要なことだと確信しています。

本研究では、「戦力としての障害者雇用」というテーマで、障害者雇用の担当者の不安を取り除き、自社での障害者雇用に安心して取り組めるきっかけ作りの教材を開発することを目標にしております。

昨今、国の方針としても打ち出された、「成長力底上げ戦略推進円卓会議*説明1」によりますと、経済成長を下支えする基盤の向上を図ることにより、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防ぐことを目的とする「成長力の底上げ戦略」が国民各層の理解を得て適切な効果を上げることを目指し開催され、各分野での取り組みが強化されております。

また、障害者雇用分野においては、緊迫した雇用情勢に対する助成制度の創設のほか「ハローワークチーム支援*説明2」「ATARIMAEプロジェクト*説明3」等々の具体的な施策が展開されております。いまこそ、社会市民としての企業の役割が期待されるところであります。

誰もがいずれは迎える高齢期。その高齢者の約6割が障害のあるひとたちというデーターもあります。 そして、現代のストレス社会において10人に1人が精神的な疾患に悩むという現実もあります。

「明日はわが身」障害者雇用の推進によるノーマライゼーションの浸透は、誰のためでもなく、未 来のあなたとあなたの家族のためでもあると考えます。

最後に、本研究の成果が実際の障害者雇用の場面で活用され、多くの良質な障害者雇用に結び付けられることを願ってやみません。



「成長力底上げ戦略推進円卓会議*説明1」

平成20年度発足。内閣府成長力底上げ戦略担当室を中心とし、官民一体となって、成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤の向上を図ることにより、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防ぐことを目的とする「成長力の底上げ戦略」が国民各層の理解を得て適切な効果を上げることを目指す。

「ハローワークチーム支援*説明2」

平成17年度開始。福祉施設等を利用する障害者の雇用への移行を促進するため、ハローワークと福祉施設を中心とした「障害者就労支援チーム」によるサポートを行い、労働・福祉・医療保健・教育等、複数の分野における支援関係者による連携体制を確立し、就職

を希望する福祉施設等の利用者に対して、就職の準備段階から職場 定着までの一連の支援を行う。就職準備段階から職場定着までの支 援を行う。

「ATARIMAEプロジェクト*説明3」

平成20年10月開始。障害者が社会で働くことが当たり前であるという社会を実現するため、これに必要な情報を、企業、障害者、福祉・教育関係者に積極的に提供するほか、広く国民が障害者雇用の促進について理解と関心を持つきっかけとなるよう、インターネットを中心とした広報活動等を展開。

プロジェクト展開の基盤となる総合ポータルサイト障害者就労支援ポータルサイト『ATARIMAE.jp』開始。東京経営者協会障害者雇用アドバイザーによる企業からの相談コーナーも設置。

CONTENTS

1.	障害者雇用の現状と課題
2.	DVDの構成7
3.	DVD企業発 KEY PHRASE ······8
4.	事業所紹介と各社のプロジェクトタイムライン9株式会社小松製作所 コマツ人事部ビジネスクリエイションセンタ株式会社KDDIチャレンジド・山陰合同銀行 経営政策グループ ごうぎんビジネスチャレンジドまつえ
5.	障害者雇用に関する基本Q&A (監修 東京経営者協会障害者雇用アドバイザー)…19
6.	参考資料 22 企業・求職者のプロフィール表
7.	関係機関連絡先
8.	事業研究協力者68

1. 障害者雇用の現状と課題

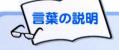
平成18年の障害者自立支援法施行以来、障害者雇用は着実に促進されつつあります。平成20年6月1日現在の障害者の雇用状況によると、公的機関、民間企業の障害者雇用は着実に進展しているという結果が報告されました。特に、民間企業(56人以上)においては、全体の実雇用率は1.59%と対前年比で0.04ポイント上昇)しています。(*民間企業における障害者の雇用状況)

しかし、企業規模別では、中小企業の実雇用率は引き続き低い水準であり、さらに行政の指導が強化される流れが明確に打ち出されています。

このような背景のもと、送り出す福祉側と受け入れる企業には双方の持つ不安によるギャップを解消していくことが喫緊の課題としてあげられます。その要因について、少し述べたいと思います。

いままでの就職の主な対象者は、訓練することによって失った機能を補うことで、社会参加することができる方たちでした。しかし、現在の障害者雇用における労働市場は、重度化、多様化の傾向にあります。今までの、福祉側の就職支援の視点を転換する必要がある時が来ています。それは、「できないことに着目する」から「できることに着目する」、「訓練してから就職」から「就職してから訓練する」という発想の転換です。このような現状に対して、就職経験のない障害のある人と企業の不安を払拭することが必要とされ、職場適応援助者事業(ジョブコーチ*説明4)、障害者・就業生活支援

★現状の把握から企業・福祉双方が発想の転換をする 国 企業側 · 障害者自立支援法 ·社会的責任 促 進 社会保障費の削減 ·法令順守 ・ 労働人口の確保 (障害者雇用促進法) 障害者雇用 ・労働市場の変化 ・発想の転換 課 →重度化 社会資源の活用 働き続けるための · 職業重度障害者対応 題 支援を要する人たち ノウハウの蓄積



職場適応援助者事業 (ジョブコーチ*説明4)

障害者が職場に適応できるよう、障害者職業カウンセラーが策定 した支援計画に基づきジョブコーチが職場に出向いて直接支援を行います。

障害者が新たに就職するに際しての支援だけでなく、雇用後の職 場適応支援も行います。

障害者自身に対する支援に加え、事業主や職場の従業員に対して

も、障害者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務の再 設計や職場環境の改善を提案します。

障害者・就業生活支援センター(*説明5)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正(平成14年)により、障害者の職業生活における自立を図るための就業支援や就業に伴う日常生活、社会生活上の支援を行うため、障害者就業・生活支援センター事業が創設され、都道府県知事の指定を受けた社会福祉法人などが障害者就業・生活支援センターを運営。

センター (*説明5) の充実等の制度が着々と誕生しています。

また、受け入れ側の企業については、知的障害者雇用のノウハウを確実に蓄積し、地域に存在する 就労支援機関を活用しながら、企業の戦力として活用する企業が増え始めています。質の良い障害者 雇用を目指すとき、障害のある方、企業双方の不安を取り除くことが大切です。そのために、企業だ けではなく、さまざまな機関等を活用することがポイントとなります。



2. DVDの構成

このDVDの作成目的は、障害者雇用担当者が担当初期に感ずる「不安や悩み」を自分の都合の良い時間に、気軽に事例から学んで解消していただくことにあります。そして「不安や悩み」を取り除くことが、企業本来の持つ人材育成の力につながるのではないと考えます。企業の障害者雇用担当者の不安や悩みはつぎのような内容があげられます。

- ・知的障害者が働けるイメージがない。・どんな仕事ならできるのか?わからない。
- ・採用方法・仕事がない・安全管理面での不安・制度活用
- ・どこに相談したらよいのかわからない・社内理解・社員教育など



そこで、このDVDでは、5社の取り組みから、不安や悩みに対する解決方法のエッセンスを集約し イメージを構成しています。それぞれのテーマと主な登場企業は以下のとおりです。

シーン1

外部の支援機関の活用

株式会社小松製作所 コマツ人事部 ビジネスクリエイションセンタ

en en

シーン2

継続雇用に向けた支援団体の活用

株式会社小松製作所

コマツ人事部ビジネスクリエイションセンタ トーマツチャレンジド株式会社

シーン4

地方企業の取り組み・地域社会の理解 山陰合同銀行 経営政策グループ

ごうぎんチャレンジドまつえ

特例子会社の設立・職域開拓の工夫

株式会社KDDIチャレンジド

シーン5

シーン3

戦力として考える障害者雇用とエンデイング

これから取り組まれる企業のみなさんへのメッセージ 協力企業全社

3. DVD企業発 KEY PHRASE ® ® 取力として考える障害者雇用 コエンディング

- *各シーンの略
- 外外部の支援機関の活用
- 特別子会社の設立・職域開拓の工夫
- 地地方企業の取り組み

PPPPPPPPP

DVDの映像に登場する企業担当の皆さんのことば。表現はそれぞれに違いますが、障害者雇用の実 践の中で、確かな手応えを感じている人たちに共通するものがあると感じませんか?



シーン: \triangle ・ \bigcirc 楽しくなければ、しごとやない。

木村 道弘さん 株式会社小松製作所 コマツ人事部ビジネスクリエイションセンタ所長 「ホンマのCSRは雇用率やない。・・・彼らが自立した生活を送れるようになる ために。だから仕事ができるように教える」



シーン:分・二 企業だけではできない。関係機関との連携が大切。

畠山 千蔭さん 東京経営者協会 障害者雇用アドバイザー 「障害がある部分はできない。しかし、障害があるために出来ない部分以外は きるということ。」 REFEREEE



シーン:(特)・(戦) グループ社員として、自社の仕事を社会の中に還元していく仕事。

竹本 亘さん 株式会社KDDIチャレンジド 管理部長 「いかに効率良く仕事をしていくかということに関して、企業の人であれば、み な普通にやっていることではないかと思う。」



シーン:(継)・戦) 彼らの力で勝ち得た仕事。それを社内に広げたい。

玉栄 清美さん トーマツチャレンジド株式会社 業務管理本部長 「彼らは戦力。誰もが、人の役に立ちたい。仕事を通して。」



シーン:(地) もともと企業は地域のサポートで成り立っている。

宮本 立史さん 山陰合同銀行 北支店 次長 「地域を取り込み、地域に還元する。あたりまえのこと」



シーン:(地)(戦)(工) 慈善事業でもなく、あくまで採算性の中でのスタート

友塚 博さん 山陰合同銀行 経営政策グループ ごうぎんチャレンジドまつえ 副調査役兼所長 一歩踏み出すと、どんどん不安が消えていって、一緒に働ける環境ができる」



シーン:(地)・(工) 適材適所。仕事全体の効率を上げることを考えるだけ。

竹田 幸夫さん 株式会社さんびる取締役 松江営業所長 「(野球に例えるなら・・) 4番は打てないかもしれない。でも、2番、9番つなぎ やくに徹することはできる。」

4. 事業所紹介と各社のプロジェクトタイムライン

ここでは、この1.2年の間に事業所の立ち上げを行われた、次の3社(株式会社小松製作所 コマッピジネスクリエイションセンタ、株式会社KDDIチャレンジド 山陰合同銀行 経営政策グループ ごうぎんチャレンジドまつえの事業所紹介とそれぞれのプロジェクトのタイムライン(取り組み項目別)を掲載しています。

障害者雇用を具体的に進めていく際には、採用までのプロセスと採用後の職場定着をイメージし、 その段階に応じた情報収集、関係機関との連携、手続きなどを計画的にすすめる必要があります。

*プロセスごとの取り組み及び活用制度など

		コマツ人事部BBC	KDD チャレンジド	ごうぎんチャレンジドまつえ
	プロジェクトの中心部署	人事部	人事部	人事・経営政策
	プロジェクト担当配置方法	人事異動	人事異動	社内公募
	プロジェクト担当者の主な社内キャリア	生産現場、労働組合 健康保険組合等管理	人事採用担当	営業担当
		他社の見学	他社の見学	他社の見学
	担当者の障害理解の方法	特別支援学校見学	職業リハビリテーション センター見学	特別支援学校見学
採		福祉作業所見学		福祉作業所見学
	職域開発の視点	自社業務と関連のある内容	自社業務と関連のある内容	自社業務と関連のある内容と 地域貢献
	職域	社内メール室の運営	携帯端末の分解作業	本支店の事務補助業務 職員の制作した絵画を利用した ノベルティグッズ
	制度活用	なし	特例子会社設立	なし
	社内理解・地域理解	社内HPの活用 社内説明会	社内HPの活用	地域住民説明会
	外部機関の活用	ハローワーク 東京経営者協会 就業・生活支援センター	ハローワーク(雇用指導官・ 企業出身のアドバイザー) 東京経営者協会	ハローワーク 就業・生活支援センター 障害者職業センター
	採用についての周知窓口	ハローワーク	ハローワーク	ハローワーク
	求人周知方法	支援者向け説明会・求職者向け 説明会	求職者および支援者説明会	求職者および支援者説明会。 地域住民説明会
	説明会の内容	会社概要・仕事内容・必要なス キル・今後の採用までのスケジュール・作業体験、見学	会社概要・仕事内容・必要な スキル・今後の採用までのス ケジュール・端末分解業務見学	会社概要・事業所開設の趣旨・ 業務内容・雇用スケジュール・ 雇用条件
採用	選考方法	面接·職場実習	面接·職場実習	面接·職場実習
段階	応募者の書類	履歴書 手帳の写し プロフィール表	履歴書 手帳の写し 所定プロフィール表	履歴書 手帳の写し 所定プロフィール表
	制度活用①	委託訓練	委託訓練	委託訓練
	支援機関の活用	各区市就労支援センター 就業・生活支援センター	各区市就労支援センター 就業・生活支援センター	就業・生活支援センター
	制度活用②	トライアル雇用	トライアル雇用	トライアル雇用
	制度活用③	職場適応援助者	なし	職場適応援助者
	助成金の申請アドバイス	ハローワーク・ 雇用促進協会	ハローワーク・ 雇用促進協会	ハローワーク・ 雇用促進協会
	職場定着支援	各区市就労支援センター ハローワーク定着相談員(年1回)	各区市就労支援センター ハローワーク定着相談員(年1回)	就業・生活支援センター ハローワーク定着相談員(年 1 回)
採	企業サポート	就業・生活支援センター	就業・生活支援センター	就業・生活支援センター
用	社員研修	実施 (採用時・朝礼終礼時)	実施	実施
後	社員レク	保養所	パーペキュー	事業所内の懇親会
	助成金	試行雇用 (トライアル雇用) 奨励金	障害者作業施設設置等助成金 試行雇用(トライアル雇用) 奨励金 特定求職者雇用開発助成金	試行雇用(トライアル雇用) 奨励金 特定求職者雇用開発助成金
	雇用管理・担当者の研修	職業生活相談員研修	職業生活相談員研修	職業生活相談員研修 職場適応援助者養成研修

☆ 3社が活用した各種制度と主な事業主支援制度についての説明

特定求職者開発助成金

ハローワーク等の紹介により障害のある方を雇用する事業主に対し、支払った賃金に相当する額の 一部を一定期間援助します。(*従業員規模や各社の事情により異なります)

→お問い合わせは、都道府県労働局、ハローワークへ

障害者雇用納付金制度に基つく各種助成金

事業主が障害のある方を雇用するために職場の施設・設備の設置又は整備や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行った場合に、事業主に対して助成します。(*従業員規模や各社の事情により異なります)

→お問い合わせは、都道府県高齢・障害者雇用支援協会等

障害者雇用納付金制度に基つく各種助成金

事業主が障害のある方を雇用する事業所には、さまざまな税制上の優遇措置があります。

→お問い合わせは、税務署等

求人受理、職業紹介(仕事と障害者のマッチング)

求人の申し込み(職場実習等で対象者を絞り込んだ場合は指名求人を提出します)を受理し、求人 事業主に対してできる限り、希望に添った障害者を紹介します。各ハローワークでは、ミニ面接会や 管理選考といった方法で、企業の要望にあわせた選考会を開くこともあります。

→お問い合わせは、ハローワークへ

障害者の態様に応じた多様な委託訓練

各都道府県に障害者職業訓練コーディネーターを配置し、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な委託先を開拓し、個々の障害者に対応した委託訓練を大幅に拡充して機動的に実施しています。

1. 知識・技能習得訓練コース

民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等における就職の促進に資する知識・技能を習得する訓練

2. 実践能力習得訓練コース

企業等の事業所現場を活用して、就職のための実践能力を習得する訓練

3. e-ランニングコース

通所が困難な重度障害者等が在宅にてIT技能等を習得する訓練

- ★原則3か月・月100時間を標準として、障害の態様に応じた設定が可能
- →お問い合わせは、ハローワークへ

障害者試行雇用(トライアル雇用)事業

事業主と有期の雇用契約を締結し、3ヶ月の試行雇用を行います。雇用に対する不安を軽減し、事業主と障害のある方の相互理解を深めます。事業主には、障害のある方1人につき、1ヶ月2万5千円の奨励金が支給されます。→お問い合わせは、ハローワークへ

雇用管理等に関する専門的な相談・助言

事業主に対して、雇用管理上の課題を分析し、雇用管理に関する専門的な相談・助言を行います。

→お問い合わせは、地域障害者職業センター

株式会社 小松製作所

KOMAT'SU

楽しくなければ、 しごとやない

コマツ人事部ビジネスクリエイションセンタ所長 **木村 道弘**さん





会社概要

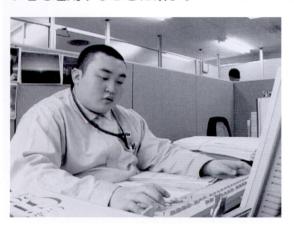
コマツ(登記社名:株式会社 小松製作所)は、1921年 (大正10年)に創立されました。資本金は678,7億円(連結)で、コマツグループでは 主に、建設・鉱山機械、ユーティリティ(小型機械)や産 業用機械などの事業を展開しています。

売上高は2008年3月期で連結 2兆2430億円です。コマッグループは、コマツを含む209社(連結対象・持分法適用会社)で構成され、社員は39,267名です。



雇用のきっかけと 取り組み

コマツは従来から、身体障がい者を中心に採用を続けていましたが、最近の身体障がい者の雇用困難な状況を踏まえ、雇用義務のある知的障がい者を雇用することに致しま



した。しかしながら、当社では初めての経験であり、当初、本社内に特例子会社を設立して雇用する計画でしたが、ノーマライゼーションから考えると、知的障がい者が健常者とふれあうには、特例子会社という枠をつくらないほうがベターであると判断し、人事部門に組織として設立しました。

2008年3月から一次募集に 踏み切り、現在(2008年12 月時点)では二次募集も含め て9名の知的障がい者を採用 しています。



採用のポイント

知的障がい者の仕事として「社内メール集配作業」を企画していましたので、メール集配に関する最低の条件(ローマ字漢字の形がわかる人、20Kg程度の物が持てる人等々)を提示して面接いたし

ました。

しかし、最も注 力したのは、一人 で通勤できるかと 明るくて挨拶がで きるかでした。

また、障がいの程度ではなく、仕事の能力があるかどうかも大きな視

点ではありました。



就労状況と職務内容

メール集配作業に5名、スキャン作業に2名、出張作業に2名で構成され、合間にオフィスクリーン作業をしています。

作業は固定制ではなく、出来るだけローテーションで全員に作業をやらせています。 9名は男性4名、女性5名です。

今後の採用は、来春数名採用し毎年若干名を増員する計画です。コマツ人事部ビジネスクリエーションセンタの役割は、知的障がい者の就労のノウハウを他の事業所に展開し、他の事業所が知的障がい者を採用しやすいように図ることにあります。



社内理解

コマツは、障がい者採用に 関しては、地域社会の一員と しての役割を認識し、働く意 思と能力を有する人に、働き がいのある仕事の場を創造し 提供することを経営理念に掲 げています。

今回の知的障がい者の雇用 に際しては、社長以下の理解 があり、トップダウンでの進 捗になりました。その後、社 内にはあらかじめ人事部長か らの「通達」を行い、人事部 ビジネスクリエーションセン タの役割について説明会を実 施しました。

また、各職場には、知的障がい者と働く「職場における基礎知識」を配布・回覧し認識を新たにしています。(職場でのふれあい=ノーマライゼーション)

また、教育期間で社内の日 課の人達との自然的なふれあ いも図りました。



地域関係機関との連携

コマツ人事部ビジネスクリエーションセンタでは、就労

している知的障がい者の就労 支援センターとの「就労支援 センター会議」を定期的に開 催しています。

構成メンバーは、各(7) 就労支援センター、コマツ、 ハローワーク品川雇用指導 官、就業・生活支援センター WEL'S TOKYOとなっていま す。

ここでは、就労の現状・評価や雇用計画、今後の予定などを話し合っています。

この意図は、知的障がい者の 定着支援や生活指導・支援を するためのもので、将来 に向けての人生設計の一助に なればと思っています。



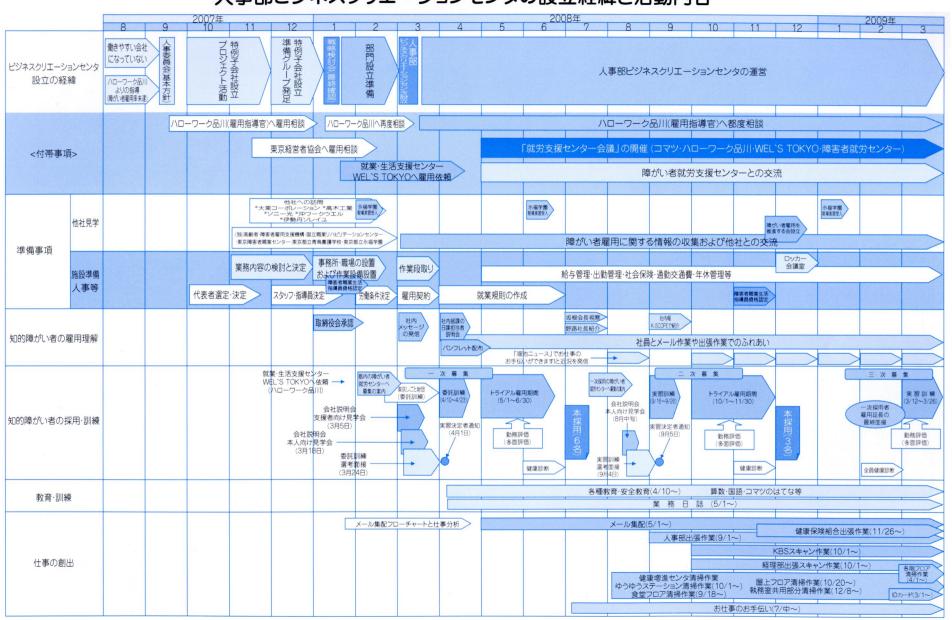
社員研修

コマツ人事部ビジネスクリエ ーションセンタでは、知的障 がい者が健常者と自然に共 に働ける環境づくりを目指し ています。

そのために、職場へ出向いて作業する「出張作業」を実施しています。その職場で自然に溶け込み立派に仕事をし、コミニュケーションができるようになればと考えているからです。それが知らず知らずのうちに健常者が知的障がい者とふれあう研修そのものだと感じています。



人事部ビジネスクリエーションセンタの設立経緯と活動内容



株式会社 KDDIチャレンジド

グループ社員として、自社の仕事 を社会の中に還元していく仕事

管理部長 **竹本 亘**さん





会社概要

株式会社KDDIチャレンジドは、2008年4月14日、資本金8,000万円でKDDIの100% 子会社として設立されました。

設立以降、携帯電話端末分解業務やマッサージ業務の立ち上げにより障がいのある方の雇用機会の拡大を図り、2008年10月30日、設立時の目的の一つでもあった特例子会社の認定を取得することができました。

2009年1月末現在、社員数は21名(うち障がい者17名)ですが、今後とも職域の拡大に努め、生きがいと働きがいのある場を提供し、各人が持ちうる能力を存分に発揮できる、そうした社会づくりにKDDIチャレンジドは貢献してまいります。



雇用のきっかけと 取り組み

KDDIは2000年にDDI、KDD、IDOの3社が合併してKDDIが発足して以来、身体や内部の障がい者を継続的に採用していたものの、相次ぐ合併による社員数の増加で、障がい者を採用しても母数の増加により雇用率が漸減していく状態でした。

また、基幹業務を行う正社 員として障がい者を採用しよ うとすると、対象者が少なく、 非常に採用しづらい状況でも ありました。

2007年9月、KDDIにおけるダイバーシティ施策強化の流れの中で、KDDI本体での就労が厳しい障がい者にも雇用機会を拡大するといった目的で、KDDI人事部内に特例子会社設立プロジェクトチームが設置され、他社見学やKDDI社内ヒアリングによる職域の検討等を経て2008年4月にKDDIチャレンジドは設立されました。

KDDIチャレンジドでは、まず、メイン業務として携帯電

話端末分解業務とマッサージ業務を2本柱として立ち上げることとし、特に携帯電話端末の分解業務は、KDDIの業務とも綿密な関係があること、環境・リサイクルの観点からも時流に沿っていることなどか

ら、是非ともやりたいという 思いがありました。

ただ、主に知的障がい者の 職域と想定された携帯電話分 解業務については、実際に知 的障がい者が行っているとい うケースもなく、プロジェク トメンバーの中にも知的障害 者の特性に詳しい者はおらず、全く手探りの状況でのス タートでした。



採用のポイント

端末分解業務要員として採用する知的障がい者については、一般の中途採用と同じように面接において、まず、人柄と能力(巧緻性)、次いで本面接独自の視点として生活面での自立を見ることとしました。

また、マッサージ師の採用に関しては、経験や技術ももちろん必要ではあるものの、チームで動くことと常にKDDI社員と接する仕事であること



を鑑み、人柄に重点をおいて 面接を行いました。

両業務とも能力や技術を見るために簡単な実技試験を行い、履歴書や職務経歴書などの書類とあわせ、多面的に判断することが重要だと考えま

す。



就労状況と職務内容

2009年1月末現在、KDDI チャレンジドにおける就労状 況と職務内容は以下のとおり です。

· 携帯電話端末分解業務 就労 者9名(知的障がい者)

職務内容:精密ドライバーを 使って、携帯電話を分解し18 種類の部品に分別する。

・マッサージ業務 就労者4名 (視覚障がい者)

職務内容:あん摩、マッサー ジ、指圧、鍼によるKDDI社員 および役員の健康維持・疲労 回復。

· 経理業務 就労者3名(身体 障が()者)

職務内容:KDDIから受託する 伝票審査業務。

今後については、上記の3 職種に加え、新たな職域を開 発することにより、新規雇用 に結び付けていくことができ ればと考えています。



社内理解

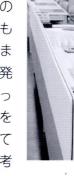
KDDIにおいては、近年、多 様な人材の活用や女性社員の 活躍推進といったダイバーシ ティ施策が強化されつつあり ます。

このような状況において、 KDDIチャレンジドの設立につ いては、KDDIグループの中で 障がい者の雇用機会を拡大 し、生きがいや働きがいのあ る職業生活の場を創出すると いったことがダイバーシティ の精神と一致していることも

あり、比較的理解の得やすい 状況であったと言えます。

また、KDDIチャレンジドを KDDI本社ビル内に設置した理 由でもありますが、KDDIチャ レンジドの計員とKDDIの計員

とが自然に接する状況 ができることが、真の 社内理解につながるも のではないかと思いま すし、今後の職域開発 においては、そういっ た状況をつくることを 念頭において検討して いくことが重要だと考 えます。





地域関係機関との 連携

KDDIチャレンジドにおいて は、会社の設立から社員の採 用・定着、業務の構築に至る まで、まず、管轄のハローワ 一ク飯田橋に相談するところ から始まり、適切なアドバイ スとしかるべき機関の紹介を いただくことができました。

設立段階では、ハローワー ク飯田橋や東京経営者協会の 障害者雇用アドバイザーか ら、また、採用や業務の構築 に関しては、ハローワークは もちろんのこと東京しごと財 団や国立職業リハビリテーシ ョンセンター、東京障害者職 業センターの職員の方から、 社員の定着については、地域 の就労支援センターや就業・ 生活支援センターWEL'S TOKYOの皆さまから多くの アドバイスをいただきまし た。

ここにご紹介した以外にも たくさんの方からのご支援を いただき、何とかやってこら れたというのが正直なところ ですが、振り返ってみれば、 このような社会資源をうまく



活用できたのも、KDDIチャレ ンジドの立ち上げを軌道に乗 せることができた大きな要因 であったと思います。



社員研修

KDDIには、KDDIの全社員 が共通の価値観と強い連帯感 を持つことを目的に策定され た「KDDIフィロソフィーとい うものがあります。

そこに書かれているのは何 も特別なことではなく、人間 として、企業人として生きて いくにあたり、基本的な心構 えが記されています。

KDDIチャレンジドでは、 「KDDIフィロソフィ」を学び、 理解することは、社員一人ひ とりが成長を遂げていくため にも必要なことだと考え、社 内研修の一環として、各人の 障がいにかかわらず、業務に 即した形でわかりやすくその 内容をつたえるべく、日々、 試行錯誤しながら取り組んで います。

■特例子会社設立プロジェクトスケジュール

業務分掌	2007年9月~ 2008年1月	2月 2/20 -	3月 3/25 -	4月
【総務·法務関連】 ①設立趣旨		(取りまとめ)	(経営会議)	★4/14設立
設立の目的策定 ②会社概要	①設立趣旨策定			
社名・所在地・資本金・設立時期・営業開始時期決定、 定款・設立登記準備	②会社概要策定			
【人事・労務関連】 ①要員計画 役員人員体制・社内組織・従業員構成・採用計画策定	①要員計画策定	★事業化	決定業務を考慮し再策定	
②労働条件 賃金規程·就業規則策定	②労働条件策定	→ ★事業化	決定業務を考慮し再策定	
【収支·助成金関連】 ①経営·事業計画 収支計画策定	①経営·事業計画策定	★事業化	決定業務を考慮し再策定	
②助成金活用助成金選択、申請準備	②助成金準備 ★活用助成金検討			
【業務関連】 ①事業内容(マッサージ業務以外) 業務事業化可否・ 運用方法検討、他社見学、新規事業検討" ②リフレッシュルーム設置	①事業内容検討 ★方針内容詳細検討、新		法詳細検討 3決定	
リフレッシュルーム設置における具体的検討 (設置場所・機器、運用方法、採用スペック・手法、他社見学)	②リフレッシュルーム検 ★他社事例調査	討 ★リフレッシュ/ 設置費用算出	★リフレッシュルーム Vーム	重用詳細検討
【不動産関連】 ①特例子会社設置場所等 設置場所・時期検討、平面・案内図策定、賃貸契約締結	①設置場所検討 ★設置案策定	→ ★事業化	米 定業務を考慮し詳細検討	—
②設備関連 間仕切り、トイレ、ドア、什器等	②設備関連検討 ★他社事例調査	★事業化: ★設置費用算出	中定業務を考慮し詳細検討	\

山陰合同銀行





会社概要

山陰合同銀行は、昭和6年7月1日に創立された地方銀行で、資本金207億円、島根・鳥取両県をはじめ、山陽・兵庫地域に店舗ネットワークを展開しています。

総資産は3兆6,315億円、従 業員は2,035名です。(平成 20年3月31日現在。)

「ごうぎんチャレンジドまつえ」は、知的障害や精神障害のある方が専門的に就労できる事業所として、山陰合同銀行が、特例子会社ではなく、銀行の一部門として、平成19年9月4日に設立したものです。



雇用のきっかけと 取組

現頭取の、障害者雇用に対する熱い志が「ごうぎんチャレンジドまつえ」の開設のきっかけです。知的障害のあるお子様をお持ちの友人の方か



ら、「自分が死んだらこの子はどうなるのだろうか?」という相談を受けたことからそれは始まりました。

ちょうどその頃、障害者自立支援法が施行され、障害者の一般就労が強く提唱されたものの、山陰のような地方では、企業も少なく働く場がないということが課題となっていました。

そこで「まずは当行で障害者の働く場を作り、そのノウハウを取引先の企業等に広め、地域社会全体で障害者の自立を支援しよう。」との思いで取組が始まりました。

平成19年9月に6名の知的 障害を雇用して「ごうぎんチャレンジドまつえ」を開設、 同年12月に4名、平成20年4 月に5名を採用し、現在15名 の知的障害者を雇用しています。



採用のポイント

当事業所の業務の大きな柱として、職員が制作する絵画を利用したPR品の製作を企画していたため、「絵を描くことが好き」であることを重視し、これに「通勤可能である」こと、「本人に就労意欲がある」ことを加

えた3項目を最重要の条件としました。

その他、「本人の性格、人柄、協調性、コミュニケーション能力に問題がない」「基礎体力、耐性がある」「パソコンが使える」「支援者、支援機関のサポート体制が十分である」「保護者の一般就労に対する理解度が高い」といった点も重要な条件として考慮しました。



就労状況と職務内容

現在就労中の15名の内訳は、 男性が7名、女性が8名です。

業務の内容は、「PR品(ノベルティ)の製作業務」と「事務業務」です。

PR品の製作業務は、間伐材を利用した通帳・はがきケースとエコバッグへの絵画の印刷作業、通帳・はがきケースの組立作業等です。

事務業務は、当行の本支店で業務上必要な事務作業の一部を集中して処理するもので、名刺・伝票類の印刷、各種帳票類へのゴム印押し、冊子・パンフレット等の封入作業等、多様な業務を行っています。

いずれの業務も、従来外部 から購入していたPR品の削減 や、関連会社に外注していた 業務の内製化等、新たな経費 負担を発生させない業務運営 を基本にしています。

慈善事業として行うのではなく、あくまでも本業の中の一部門として定着させることが、この事業を永続させるための必要条件だと考えるからです。

今後の採用については、更に5名を採用し、最終的に20名の雇用とする計画です。



取組の効果と 今後の課題

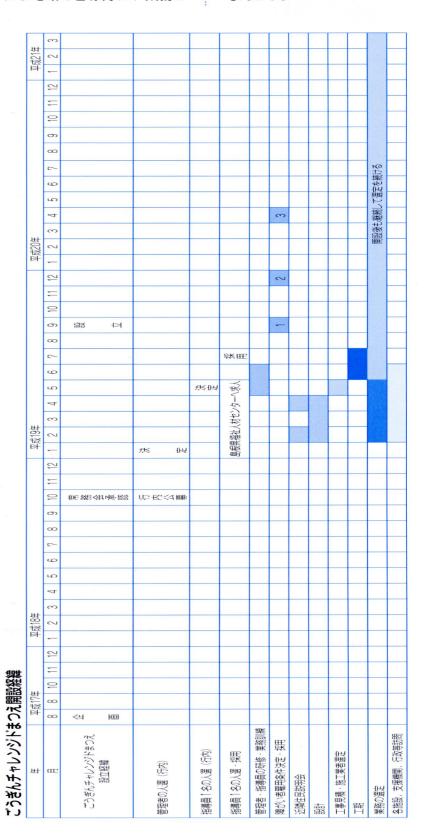
PR品のエコバッグ、通帳・はがきケースは、2ヶ月に1回のペースで山陰両県内の本支店に配付し、各店でお取引の際にお客様にお渡ししており、また株主総会でもお配りして、いずれも好評を頂いています。

事務業務についても、職員の 増加に合わせて、処理業務の内 容や担当地区を順次広げなが ら、運営を進めて来ました。

今後は、当初計画した20名の雇用を実現すると共に、新規PR品や新規業務の開発、事務業務の拡充等を図る方針です。

現在までのところ、職員の 定着は100%で、当行の障害 者雇用の取組は順調に推移し ています。しかし、当行が目 指すところは、当行が一事業 者として障害者雇用を行うだ けではなく、同様の取組が地 域全体に広がり、障害者の雇 用の場と機会が増え、地域社 会全体として障害者の自立支 援の環境が整うようになるこ とです。

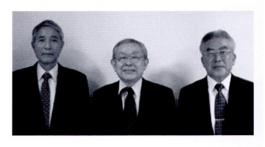
そのために当行の取組が、 ひとつのモデルとして、新た に障害者雇用に取組もうとさ れる地域の皆様方に、業務の 仕組作りや運営のノウハウ、 地域のネットワークとの連携 といった情報を提供できるよ うになることが大切であると 考えます。



5. 障害者雇用に関する基本Q&A

(監修 東京経営者協会 障害者雇用アドバイザー*写真左から 小川さん、丹下さん、畠山さん)

アドバイザーのみなさんは、もともと企業で障害者雇用のご 担当として活躍をしていらっしゃった方々です。その豊富な 知識と経験をもとに、多くの企業の障害者雇用に関する相談、 特例子会社の設立支援等々を行なってこられました。そのみ なさんに、障害者雇用の基本に関する疑問にお答えいただき ました。



1. そもそもなぜ企業が障害 者雇用しなければならな いのでしょうか?

わが国の就業者の約85%が 被雇用者とうのはご存知でしょうか?そのうち、90%が民間事業所で働いています。 (総務省統計局「事業所・企業統計調査」)

企業が雇用することの理由は 次の2点と考えます。

- ① 働く=雇用という形態が圧倒的多数であること。
- ②雇用の分野で企業が持つ障害者雇用の比重は大きいこのような理由から、民間企業への社会的期待はとても大きいのです。

2. 求人をしてもなかなか採 用に結び付かないのです が?

このテキストの障害者雇用 の現状でもお伝えしたよう に、労働市場の変化(重度、 多様化等)が背景にあります。 特例子会社の設立ラッシュが 見られたのも、各企業が知的 障害者等の採用に踏み切った ことに要因があります。採用 方法は各社ごとに違いますが、面接だけでは能力を見極められない特性もあり、さまざまな実習制度(原則無給)とトライアル雇用を活用して採用に至るケースが多いようです。制度またその活用場面については、本テキストの事例を参考にお読み下さい。

3. 法律でさだめられている のでしょうか?

障害者の雇用の促進を図る ための法律として「障害者の 雇用の促進等に関する法律」 があります。

この法律において、職業リハビリテーションの推進や障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度などが制定されています。

「障害者の雇用の促進等に 関する法律」では、「障害者 雇用率」制度を設けて、障害 者の雇用の場の確保を進めて います。

この制度は、一定数以上規模の企業等に対して、その雇用している労働者に占める身体障害者及び知的障害者の割合が下記のとおりであるよう

にしなければならないという ものです。

*障害者法定雇用率

区分	率(%)
官公庁	2.1
教育委員会	2.0
特殊法人等	2.1
民間企業	1.8

4. 雇用率は報告しなければ なりませんか?

事業主は、毎年1回障害者 の雇用に関する状況を報告し なければなりません。

報告義務のある事業主は、 法定雇用障害者数が1人以上 となる事業主、すなわち常用 労働者数(除外率により、除 外すべき労働者数を控除した 数)が56人以上の事業主です。 (特殊法人等、官公庁は48人 以上、教育委員会は50人以上)

5.「除外率により、除外すべき労働者数を控除した数」とは、どういうことですか?

除外率制度といいます。各 企業が雇用しなければならな い法定雇用障害者数を算定す る際の基礎となる常用労働者 数の計算にあたっては、一定 の業種に属する事業を行なう 事業主については、その労働 者数から一定率に相当する労 働者数を控除します。ただし、 納付金制度に基づく障害者雇 用調整金及び報奨金の支給を 算定する際に除外率は適用さ れません。

なお、平成16年4月1日から、除外率制度は廃止に向けて一定期間をかけて段階的に縮小されることとなります。

除外率が引き下げられます と、除外率設定業種の障害者 雇用義務数は増加することと なります。

6. 雇用率を守らないとどう なりますか?

●障害者の雇入れに関する計画等

障害者雇用率未達成の事業 主に対しては、公共職業安定 所が「障害者の雇入れに関す る計画」を作成するように命 ずることがあります。

この命令に違反して計画を 作成しない事業主に対して は、罰則(20万円以下の罰金) が設けられています。

なお、正当な理由なく雇入れ計画の変更又は適正な実施に関する勧告に従わない事業主については、その旨を厚生労働大臣が公表することがあります。

7. 納付金制度とは?

障害者雇用納付金制度は、 企業が障害者を雇用する場合、作業設備や職場環境を改 善したり、特別の雇用管理や 能力開発等を行うなどの経済 的負担がかかることを考慮 し、障害者雇用率に達して進生を ない企業から納付金を徴し、 で産用している企業の経済 は、これによって障害者を終 してによってで書者を を負担を軽減するなど、経済的 として障害者雇用に伴う経済を してりたとしてで はつつ、全体として障害者雇 用の水準を高めていこうとする制度です。

納付金制度の詳細は独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、<u>申請は(社)障害者雇</u>用促進協会へ

8. 特例子会社とはどのよう な制度ですか?

障害者の雇用義務は個々の 事業主に課せられるのであ り、いわゆる親会社と子会社 の関係にある企業であっても 法人が異なれば別々に取り扱 われることとなります。

しかし、障害者を多数雇用 することを目的に、施設・設 備等に配慮して設立された子 会社については、一定の条件 のもとに「特例子会社」とし て、障害者雇用率の制度上は 親会社と同一の事業主体とし て取り扱われます。

なお、平成14年10月1日、 特例子会社の認定要件の緩和 等が改正されました。

また、障害者の雇用納付金 の算定、障害者雇用調整金の 支給についても、同様のもの と取り扱われます。

特例子会社の設立及び改正

の内容についてはもよりの<u>ハ</u> ローワークにおいてご相談く ださい。

特例子会社を設立するメリットは?

障害者雇用率の達成によ り、社会的責任を履行できる とともに、社会的なイメージ や信用度がアップすることが 考えられます。また、 障害者 の特性に配慮した仕事の確 保、職場環境の整備、適切な 人材(専門スタッフ、指導員 など)の確保、各種助成制度 の利用などができ、障害者の 能力を十分に引き出せること や一般的に、障害者の定着率 が高まります。これにより、 募集の費用や労力が軽減でき るほか、定着に伴う生産性の 向上も期待できます。

そして、社内全体において、 障害者の雇用について適切な 環境整備を図れば十分に能力 を発揮できるとの理解が広が ります。その他、個々の職場 において障害者受入のための 整備(ハード・ソフト)を行 うのに比べ、労働条件を親会 社とことなる設定が可能にな り、設備投資などを集中して 行えるので、費用の圧縮がよ り容易になります。

10.「障害者の雇用の促進 等に関する法律の一部 を改正する法律」が成 立したようですが?

中小企業における障害者雇 用の促進や短時間労働者の雇 用義務対象への追加による障 害者雇用施策の充実強化等を目的とした「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」は、平成20年3月7日に第169回国会に提出され、第170回臨時国会において継続審議されておりましたが、12月19日参議院本会議において可決、成立いたしましたので、お知らせいたします。

「障害者の雇用の促進等に 関する法律の一部を改正する 法律」のポイントは以下のと おりです。

1 中小企業における障害者雇 用の促進

①障害者雇用納付金制度の適 用対象の範囲拡大

障害者雇用納付金制度(納付金の徴収・調整金の支給)が適用される対象範囲を常用 雇用労働者101人以上の中小 企業に拡大(一定期間は、常 用雇用労働者201人以上の中 小企業まで拡大)

- ※現行は経過措置により301 人以上の事業主のみ
- ②雇用率の算定の特例

中小企業が、事業協同組合 等を活用して、共同で障害者 を雇用する仕組みを創設

- ※事業協同組合等が、共同事業として障害者を雇用した場合に、当該組合等と組合員企業とをまとめて雇用率を算定
- ※併せて、中小企業に対する 支援策を充実、経過措置と して負担軽減措置を実施

2 短時間労働に対応した雇用 率制度の見直し

障害者の雇用義務の基礎と なる労働者及び雇用障害者 に、短時間労働者(週労働時 間20時間以上30時間未満) を追加

3 その他

特例子会社(*)がない場合であっても、企業グループ 全体で雇用率を算定するグループ適用制度の創設

(*障害者の雇用に特別の配慮をした子会社であり、親会社と雇用率を通算できる)

4 施行期日

平成21(2009) 年4月1日 施行予定。ただし、

上記1① (障害者雇用納付金制度の適用対象の範囲拡大) については、平成22 (2010) 年7月1日 (101人以上企業への拡大は、平成27 (2015) 年4月1日)

上記2(短時間労働者の雇用義務対象化)については、平成22(2010)年7月1日となります。



6. 参考資料

DVDで紹介をしていたプロフィール表です

「求職者のプロフィール表」と「企業のプロフィール表」について

「求職者のプロフィール表」と「企業のプロフィール表」は、平成18年度厚生労働省の「障害者自立支援調査研究プロジェクト」において、NPO法人WELS新木場が受託したジョブマッチングシステムのモデル策定事業の成果物です。

1. 目 的

「求職者のプロフィール表」と「企業のプロフィール表」は、障害のある求職者と、障害のある社員を求める企業のジョブマッチングに有効な手段として普及することを目的に、調査研究しました。

「求職者のプロフィール表」は、障害のある求職者が企業へ応募する際に、自己の障害特性や配慮事項、支援体制を把握すると共に、企業に知らせることで適職を得て、企業で長く能力を発揮し続けることを目的に作成されます。この「求職者のプロフィール表」は、求職者が主体となって作る資料です。ただし、実際の作成にあたっては、支援者(ハローワークあるいは支援機関。支援者がハローワークの場合は希望や必要に応じてハローワークは求職者へ就労支援機関を紹介)が記入等の協力を行います。

「企業のプロフィール表」は、企業が障害のある方の求人を行う際に、自社の現状を把握すると共に、 求職者側に対して企業の雇用に関する状況や考え方の理解を得る目的で作成されます。この「企業の プロフィール表」は、企業が主体となって作る資料です。ただし、実際の作成にあたっては、支援者 (ハローワークあるいは支援機関)が協力します。

この事業の目指すところは、「**求職者のプロフィール表」は履歴書の補完**とし、「**企業のプロフィール表」は求人票の補完**とし、双方がより詳細なレベルの情報交換をすることで、適切なジョブマッチングを図ることです。

2. 内容

(1) 構成

① 「求職者のプロフィール表」の構成

「求職者のプロフィール表」は、3種で1セットになっています。

- a. 1-1「求職者のプロフィール表の作成と活用」は、作成の目的・活用方法などを記載しています。
- b. 1-2-①は、「求職者のプロフィール表作成のための確認表」です。「求職者のプロフィール表」 を作成するに当たって、記述の基礎となる詳細を記載するものです。
 - 1-2-②は「求職者のプロフィール表作成のための確認表記入要領」です。
 - 「求職者のプロフィール表作成のための確認表」の基本的な目的は上記の通りですが、求職者がより理解して欲しいと考えた場合、また企業が詳細を理解するために求めた場合は、求職者の同意のもと企業に対して提供することが可能です。
- c. 1-3-①は、「求職者のプロフィール表」のフォームで、1-2-①「企業のプロフィール表作成のための確認表」の要約です。1-3-②は「求職者のプロフィール表記入要領」です。
- ②「企業のプロフィール表」の構成

「企業のプロフィール表」は、4種で1セットになっています。

- a. 2-1「企業のプロフィール表」は、作成の目的・活用方法などを記載しています。
- b. 2-2は、「障害者雇用推進タイプ別フローチャート」です。企業が求人を行う前段階で、自社の 障害者雇用に関する現状を把握する必要がある場合、必要に応じて支援者と相談の上作成します。
- c. 2-3-①は、「企業のプロフィール表作成のための確認表」です。「企業のプロフィール表」を 作成するに当たって、記述の基礎となる詳細を記載するもので、必要に応じて支援者と相談の上 作成します。

2-3-②は「企業のプロフィール表作成のための確認表記入要領」です。

「企業のプロフィール表作成のための確認表」は、企業がより理解を求める必要があると判断した場合、支援機関に対して提供します。

- e. 2-4-①は、「企業のプロフィール表」のフォームで、2-3-①「企業のプロフィール表作成の ための確認表」の要約です。
 - 2-4-②は「企業のプロフィール表記入要領」です。

(2) 活用の仕方

①「求職者のプロフィール表」の作成と活用

「求職者のプロフィール表」の作成にあたっては、求職者と支援者が充分に相談し、求職者が主体となり支援者が作成します。支援者は求職者の意思を充分に理解し、引き出すことに留意して作成します。 「求職者のプロフィール表」は、「就労移行支援のためのチェックリスト」と連動させて、以下の通りに作成、活用します。

- a. 支援者は、求職者から企業就労の相談を受けた際に、求職者の実状に合わせて※「就労移行支援のためのチェックリスト」を使用し、求職者の現状を把握し就職までの個別支援計画を作成します。
- b. 支援者は、求職者が個別支援計画にそって求職活動を進め応募先企業が決まった際に、求職者の 障害特性及び働く上での配慮事項を把握し①「求職者のプロフィール表」作成のための確認表 1-2、②「求職者のプロフィール表」1-3を作成します。
- c. 求職者は、実習及び面接が決まった際に、※履歴書と合わせて①「求職者のプロフィール表」 1-3を企業へ提出します。

「求職者のプロフィール表」作成のための確認表1-2は、求職者が同意し、企業が求めた場合には企業へ提供することができます。

② 「企業のプロフィール表」の作成と活用

「企業のプロフィール表」の作成にあたっては、企業と支援者が充分に相談し、企業が主体となり支援者が補足して作成します。支援者は企業の意思を充分に理解し、正確に記載されることに留意して作成に協力します。

「企業のプロフィール表」は、以下の通りに作成、活用します。

- a. 支援者は、企業から障害者雇用の相談を受けた際には企業の実情に合わせて①「障害者雇用推進タイプ別フローチャート」2-2、②「企業のプロフィール表」作成のための確認表2-3-を使用し、企業が自社の現状を把握できるようにサポートします。
- b. 支援者は、企業から障害者求人の相談を受けた際には①「企業のプロフィール表」2-4-を、企業が主体となって作成できるように、サポートします。
- c. 企業は、障害者求人をする際に※求人票と合わせて①「企業のプロフィール表」2-4をハローワークへ提出します。

支援者は、企業から 障害者雇用の相談を 受けた際には企業の 実情に合わせて、

『障害者雇用推進タイプ別フローチャート』『企業のプロフィール表』作成のための確認表を使用し、企業が現状を把握できるように、サポートする。

支援者は、企業から 障害者求人の相談を 受けた際には企業の 実情に合わせて、 『企業のプロフィール表』を、企業が 体となって作成でき るように、サポート する。

企業は、障害者求人 をする際に、求人票 と合わせて、作成し た『企業のプロフィ ール表』をハローワ ークへ提出する。

企業

障害者雇用の相談

現状の把握

『障害者雇用推進タイプ別フローチャート』(2-2)を作成『企業のプロフィール表』作成のため確認表(2-3)を作成

障害者求人の相談

雇用の具体化

『企業のプロフィール表』を(2-4)を 作成

マッチング

、ローワ

ク

就労支援

団体

就労移行支援受託

求人票の提出

障害者求人の決定

『企業のプロフィール表』(2-4) の提出

求職者

企業就労の相談

現状の把握

※『就労移行支援のための チェックリスト』を活用し 個別移行支援計画を作成

応募先企業の相談

障害特性・配慮事項の確認

『求職者のプロフィール表』作成のための確認表(1-2)を作成 『求職者のプロフィール表』(1-3) を作成

応募先企業の決定

企業面接

『求職者のプロフィール表』作成のための確認表(1-2)を提出 『求職者のプロフィール表』(1-3) を(提出) 支援者は、求職者がを 受けた行うとのない。 一切を行うがある。 一切を行うができる。 一切を行うができる。 一切を行うができる。 一切を行うできる。

求職者は、実習及び 面接が決まった際に、 履歴書とあわせて、 作成した『求職者の プロフィール表』を企 業へ提出する。場職者 のプロフィール表』作 成のための確認表も 提出できる。



「求職者のプロフィール表」の作成と活用

1. 目的

「求職者のプロフィール表」は、求職者が自己の障害特性や配慮事項、支援体制を企業へ知らせることにより、求職者と企業側のジョブマッチングを図るツールとして活用され、求職者がその障害特性・能力に応じて適職を得て、企業で長くその能力を発揮し続けることを目的に作成されます。

また、同表は求職者の能力を単に評価するものではなく、求職者の障害特性に加え、様々な成長の可能性を表すものです。したがって、職場実習等において併用し、職場環境の配慮・工夫等の確認ポイントとして、活用されることも期待します。

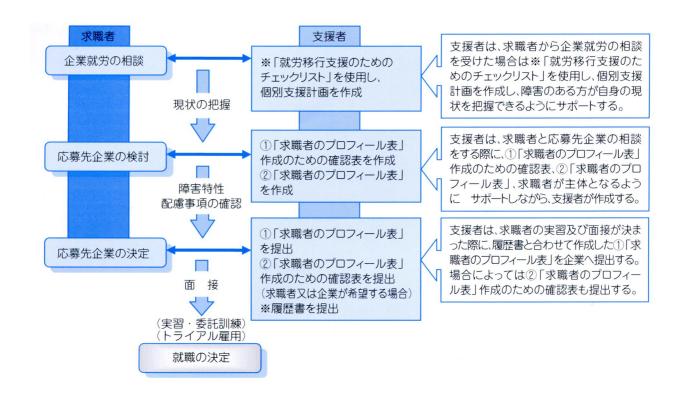
障害のある方の現状を理解するものとしては、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が作成した「就労移行支援のためのチェックリスト」があります。このチェックリストが障害のある方の個別支援計画を作成し支援を進めてゆく過程で使用されるのに対して、求職者のプロフィール表は障害のある求職者が企業との面接の際に使用するものです。

2. 作成と活用のながれ

「求職者のプロフィール表」の作成にあたっては、求職者と支援者(ハローワークあるいは支援機関)が充分に相談し、求職者が主体となり支援者が作成します。支援者は求職者の意思を充分に理解し、引き出すことに留意して作成します。

「求職者のプロフィール表」は、「就労移行支援チェックリスト」と連動させて、以下の通りに活用します。

- (1) 支援者(支援者がハローワークの場合は、障害のある方へ就労支援機関を紹介)は、求職者から企業就労の相談を受けた際に、求職者の実状に合わせて※「就労移行支援チェックリスト」を使用し、求職者の現状を把握し就職までの個別支援計画を作成します。
- (2) 支援者は、求職者が個別支援計画に沿って求職活動を進め応募先企業が決まった際に、求職者の障害特性及び働く上での配慮事項を把握し①「求職者のプロフィール表」作成のための確認表1-2、②「求職者のプロフィール表」1-3を作成します。
- (3) 求職者は、実習及び面接が決まった際に、※履歴書と合わせて①「求職者のプロフィール表」 1-3を企業へ提出します。
 - ②「求職者のプロフィール表」作成のための確認表1-2は、求職者及び企業が求めた場合には企業へ提供することができます。



3. 構成

「求職者のプロフィール表」のしくみは、3種で1セットになっています。

- (1) 1-1 (本ページ) は、「求職者のプロフィール表」の作成の目的・活用方法を記載しています。
- (2) 1-2-①は、「求職者のプロフィール表」作成のための確認表です。「求職者のプロフィール表」を作成するに当たって、記述の基礎となる詳細を記載するものです。1-2-②は「プロフィール表作成のための確認表記入要領」、1-2-③「プロフィール表作成のための記入例」です。「求職者のプロフィール表」作成のための確認表の基本的な目的は上記の通りですが、企業が詳細の理解のために求めた場合、企業に対して提供します。
- (3) 1-3-①は、「求職者のプロフィール表」のフォームで、1-2-①「企業のプロフィール表作成のための確認表」の要約です。1-3-②は「求職者のプロフィール表記入要領」です。

		「井ᄥ*のプロー	ı, ı≢ı⁄ıd∂	ナルの体部主			2 1
		「水職者のノロノ	ソール表」作成の	ための唯認表			-2- ①
				提出日(西暦)	年	月	B
				作成日(西暦)	年	月	日
3v /= ±v			<i>U</i> - + +				Н
発信者		*	作成者				
求職者氏名		印	支援者氏名				印
I 日常生活				· (関 係)	
項目	配慮レベル			記慮事項・支援方法など)			
I-1. 起床	印思レベル		1/2/ (F	に必ず久 又汲刀囚るこ			
Ⅰ-1. 起床							
I -3. 食事							
I -4. 服薬管理							
Ⅰ-5. 外来通院							
I-5. 外末週院 I-6. 体調不要時の対処							
I - 7. 身だしなみ							
I-8. 金銭管理							
Ⅰ-8. 並 致 目 理 Ⅰ-9. 自分の障害や症状の理解							
Ⅰ-10. 援助の要請					-		
I-11. 社会性							
Ⅱ 働く場での対人関係	ĸ			(関係)	
項目	配慮レベル		コメント(西	記慮事項・支援方法など)			
Ⅱ-1. あいさつ							
Ⅱ-2. 会 話			·				
Ⅱ-3. 言葉遣い							
Ⅱ-4. 非言語的コミュニケーション							
Ⅱ-5. 協調性							
Ⅱ-6. 感情のコントロール	,						
Ⅱ-7. 意思表示		12					
Ⅱ-8. 共同作業				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
2 0. XI-11 X							
Ⅲ 働く場での行動・態	度			(関係)	
Ⅲ-8~Ⅲ-13を、作業別		タにけ別紙にて沃付する	3				
項目	配慮レベル			記慮事項・支援方法など)			
Ⅲ-1. 一般就労への意欲	印息レベル		A/DI (E	に思手会 人扱力以びこ			
Ⅲ-2. 作業意欲							
Ⅲ-3. 就労能力の自覚							
Ⅲ-4. 働く場のルールの理解			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
Ⅲ-5. 仕事の報告							
Ⅲ-6. 欠勤等の連絡	^						
Ⅲ-7. 出勤状況							
Ⅲ-8. 作業に取り組む態度							
Ⅲ-9. 持続力							
Ⅲ-10. 作業速度							
Ⅲ-11. 作業能率の向上			1		9.1		
Ⅲ-12. 指示内容の理解	y						
Ⅲ-12. 指示内谷の珪解 Ⅲ-13. 作業の正確性							
Ⅲ-13. 15条の正確性 Ⅲ-14. 危険への対処							
Ⅲ-14. / / / / / / / / / / / / / / / / / / /							
皿 10.11・木塚児の変化への別心							

IV	その他	(関係) [1-2-①]

項目	配慮レベル	コメント(配慮事項・支援方法など)
Ⅳ-1. 仕事の自発性		
Ⅳ-2. 仕事の準備と片付け		
Ⅳ-3. 巧緻性		
Ⅳ-4. 労働福祉的知識		
Ⅳ-5. 家族の理解		
Ⅳ-6. 交通機関の利用		
Ⅳ-7. 指示系統の理解		

Ⅴ 基礎学力

1. 計 算	結 果	コメント
①足し算	%	
②引き算	%	
③掛け算	%	
①足し算 ②引き算 ③掛け算 ④割り算	%	
⑤計量・計測	%	

2. パソコン	結 果	コメント
①起動、終了	分	
②文字入力	ミス/文字	
③数字入力	ミス/文字	
③数字入力 ④習 熟	%	
⑤かな / ローマ字		

3. 書 く	結 果	コメント
①履歴書		
②ひらがな	%	
②ひらがな ③カタカナ	%	's
④漢字	%	
⑤アルファベット	%	1
⑥伝票転記	%	

4. 読 む	結 果	コメント
①ひらがな	%	T
②カタカナ	%	
①ひらがな ②カタカナ ③漢 字	%	
④アルファベット	%	

「プロフィール表」作成のための確認表記入要領

この確認表は、別紙「求職者のプロフィール表」(以下、プロフィール表という)の詳細として作成します。 求職者の生活や作業について確認するとともに、企業就労をする上で必要な配慮や支援計画をあきらか にするものです。

必要があれば、求職者の同意のもとで「求職者のプロフィール表」に添付して利用することも可能です。

1. 作成の準備

作成にあたっては、独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構が作成した以下の資料を参照しますので、 熟読してください。

『就労移行支援のためのチェックリスト』(以下、チェックリストという)

http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/08/dl/h0823-1a.pdf

『就労移行支援のためのチェックリスト活用の手引き』(以下、活用の手引きという)

http://www.nivr.jeed.or.jp/download/kyouzai/kyouzai19-05.pdf

2. 作成方法

本表の「項目」の説明は、活用の手引き「5チェックリストの記載要領」を参照してください。 「配慮レベル」に記載する内容は、チェックリストの「段階チェック」を活用します。

- (1) 留意事項
- ① 作成にあたっては、求職者と支援者は充分に相談・検討をして記入してください。求職者が記入することに同意しない項目については、空欄にしてください。
- ② 就労移行支援事業者、作業指導をしている支援者が作成する場合は、作業場面や休憩時間などの様子に基づいて記載してください。
- ③ 作業指導をしていない支援者が作成する場合は、求職者の同意のもと関係者から客観的な情報を収集して記載してください。

(2) 記入方法

この確認表の「項目欄」の I 日常生活 $\sim \mathbb{N}$ その他は、チェックリストの項目と同様です。 $(3^{\circ}-)^{\circ}$ 以降を参照)

- ① 確認表の「配慮レベル欄」には、チェックリストの各項目に記載されている①~⑤の段階を数字で記入します。複数の回答が認められている項目は、a~eのアルファベットも記入します。 各項目の説明は、活用の手引きを参照してください。(6ページ~10ページ)
- ② 配慮レベル③~⑤の項目については、「コメント欄」に配慮事項や支援内容を記入します。
- ③ 配慮レベル①、②の項目についても、「コメント欄」に現状やこれまでの支援経過をできるだけ記入します。
- ④ V基礎学力は添付1~添付4の共通問題を実施し、結果欄に正解率を記入します。

3. 利用方法と性格

(1) 利用方法

基本的には「求職者のプロフィール表」の作成の基礎とするものですが、求職者がより自己を理解して欲しいと考えた場合、また企業が詳細の理解のために求めた場合は企業に提供することができます。

確認表は、企業または支援者(企業で不要となった場合)において履歴書やプロフィール表とセットで、 厳重に保管されるか破棄される必要があります。

- (2) 性格
- ① 確認表に記載されている内容は、提出日時点における求職者の状況と支援内容であるため、支援期間の経過とともに書き直されるものです。
- ② チェックリストが支援対象者の現状を把握し、支援方法の検討に資することを目的にしているのに対し、確認表はその時点での求職に対し、必要な支援や配慮事項を明らかにすることに視点を置きます。

「プロフィール表」作成のための確認表記入例

I 日常生活 (チェックリスト3ページ~5ページを参照)

(関係 母 1.2.3.4.8)

*()内は、聞き取りをして記入した場合に、聞き取った相手と求職者との関係、聞き取った項目の番号を記入します。

項目	配慮レベル	コメント(配慮事項・支援方法など)
I-1. 起床	2	企業就労が動機づけとなり、目覚まし時計を使用することでほぼ自立。
I-2. 生活リズム	3	夜間のテレビ番組を見る習慣が抜けず、録画をするように家族が働きかけている。継続中。
I-3. 食事	1	家族が管理している。
I-4. 服薬管理	1	本人の管理により飲み忘れがあるが、家族が声をかけている。自己管理ができるようにトレーニング中。
I-5. 外来通院	1	自立。通院時には事前に家族と相談し、医者に尋ねることを書いたメモを持参
Ⅰ-6. 体調不要時の対処	3, a	「頑張りすぎる」ため対処が遅れる。家族が働きかけているが、他者の声かけも必要。
I-7. 身だしなみ	1	TPOについては、家族が助言をしている。
I-8. 金銭管理	1	3万/1月を自己管理している。知り合いから多額の絵画を購入したことがあり、後見人制度を検討中。
I-9. 自分の障害や症状の理解	3	1回/1月の発作を防ぐために、睡眠時間を充分にとることを家族が働きかけている。継続中。
I-10. 援助の要請	1	解決にむけて努力はするが、できなかった場合は言葉で援助を求める。
I-11. 社会性	1	正義感が強い。

Ⅱ 働く場での対人関係 (チェックリスト6ページ~8ページ参照)

(関係

項目	配慮レベル	コメント(配慮事項・支援方法など)	
Ⅱ-1. あいさつ	3	「静かに会釈をする場面」に課題があったが、体験することで改善に向かっている。継続中。	
Ⅱ-2. 会 話	1	相手に合わせて、話したり聞いたりする。	
Ⅱ-3. 言葉遣い	1	友人、目上、目下の者に対して、適切な言葉遣いをする。	
Ⅱ-4. 非言語的コミュニケーション	1	特に表情が豊かなので、伝えたい事は分かりやすい。	
Ⅱ-5. 協調性	1	Jを見て自分の役割を決める。	
Ⅱ-6. 感情のコントロール	1	違う場面で不愉快なことがあっても、気持ちを切り替える。	
Ⅱ-7. 意思表示	1	な意思表示は言葉で明確にする。	
Ⅱ-8. 共同作業	2	相手の動作に合わせた作業をする時には「声をかけるように」と、事前に話をする必要がある。	

Ⅲ **働く場での行動・**態度 (チェックリスト9ページ~14ページ参照) (関<u>係</u>

項目	配慮レベル	コメント(配慮事項・支援方法など)			
Ⅲ-1. 一般就労への意欲	1	働くことが当たり前だと思っている。			
Ⅲ-2. 作業意欲	1	不得意な作業でも、改善しようとする。			
Ⅲ-3. 就労能力の自覚	3, a	積むことで自覚できると思われるため、支援者側で適職と思われる企業の実習を計画。			
Ⅲ-4. 働く場のルールの理解	1	ルールは必ず守る。			
Ⅲ-5. 仕事の報告	2	相手の状況により報告のタイミングを見つけられなかったため、話しかけ方をトレーニングし、改善。			
Ⅲ-6. 欠勤等の連絡	1	通院日が決まった時点で、早退届けを出す。前日、当日には口頭で連絡がある。			
Ⅲ-7. 出勤状況	1	前職では、通院で早退する以外は欠勤も遅刻もない。			
Ⅲ-8. 作業に取り組む態度	1	作業を覚えたいと思う気持ちが強い。			
Ⅲ-9. 持続力	1	時間に左右されずに、作業時間内(3時間+3時間)は一定の力を持続している。			
Ⅲ-10. 作業速度	3	「速さ」を意識し過ぎて無駄な動きが多くなるため、「慌てない」ことをその都度伝える必要がある。			
Ⅲ-11. 作業能率の向上	3	作業手順が定着した様でも突然変える事があり、出来ている作業でも時折確認する必要がある。			
Ⅲ-12. 指示内容の理解	3, c	メモを活用する習慣をトレーニング中。トレーニングの継続が必要。			
Ⅲ-13. 作業の正確性	3	仕事を教える当初は1工程づつ確認し、理解できた後も時折確認する必要がある。			
Ⅲ-14. 危険への対処	1	充分理解している。			
Ⅲ-15. 作業環境の変化への対応	1	これまで、環境に左右されることはない。			

Ⅳ その他 (チェックリスト参考チェック項目15ページ~16ページ参照)

(関係

項目	配慮レベル	コメント(配慮事項・支援方法など)
Ⅳ-1. 仕事の自発性	a,b,c	「出来る様になりたい」という気持ちが強い。
Ⅳ-2. 仕事の準備と片付け	a,c	忘れる事があっても他人の行動を見て、模倣する。
Ⅳ-3. 巧緻性	е	苦手意識もあり、力が入りすぎている。1工程づつの確認が必要。
Ⅳ-4. 労働福祉的知識	b,c	何度か利用した機関については理解している。
Ⅳ-5. 家族の理解	a,b,c	生活面については本人の自主性を尊重しながら、家族が確認している。
Ⅳ-6. 交通機関の利用	a,c	日常生活を送る上で、不便はない。
Ⅳ-7. 指示系統の理解	a, b	充分理解している。

別紙「共通問題」をおこなった結果を記入してください。

各「共通問題」に記載されている制限時間に留意ください。

H MATINEST - HO-MC 1	一日本人とするとも のかがたがはに一日本人でとしょ。				
1. 計 算	結 果	イベドロ			
①足し算	100%	電卓を使用			
②引き算	100%	電卓を使用			
③掛け算	100%	電卓を使用			
④割り算	100%	電卓を使用			
⑤計量·計測	30%	時計は読めるが、60進法の理解ができない。計量、計測も、読めるが、単位の関係が理解できない。			

2. パソコン	結 果	コメント	
①起動、終了	8分		
②文字入力	4/80	「じゃ」などは「ローマ字変換表」をみながら入力。	
③数字入力	0/400	テンキーの位置を覚えている。	
4 習 熟	%	本表を記入するにあたって、1度のみ検査。	
⑤かな / ローマ字		ローマ字入力	

3. 書 く	結 果	コメント		
①履歴書	提出した履	是出した履歴書は、本人記入。記入時間、約1時間30分。		
②ひらがな	100%			
③カタカナ	80%			
④漢字	40%			
⑤アルファベット	70%			
⑤伝票転記	70%			

4. 読 む	結 果	コペント
①ひらがな	100%	
②カタカナ	100%	
①ひらがな ②カタカナ ③漢 字	20%	7 ⁴
④アルファベット	100%	

	「求職者のプロス	フィール表	_					1-3-	-1
				提出日	(西暦)		年	月	日
_発信者		記入年月日	(西暦)		年	J	₹	日	
(ふりがな) 求職者氏名	印	生年月日	昭•平	年	月	日(満	歳)	男・ヨ	女
作成者									
支援者氏名	印	所属施設							

I 基礎情報

(1)就労する上で知っておいてほしいこと

	で知っておいてはしいこと		
管轄職業安!	定所名	職業安況	定所
	障害名·等級	職業重度半	定 有・無
(0本中 88) 本	(障害に関する補足事項)		
障害関連 (手帳写し参照)	配慮してほしい事項		
	(身体機能の制限等)		
	(その他の留意事項)		
	既往症	Α	
	合併症		
通院関連	通院先(病院名·場所·TEL)		
	通院回数(回/月•曜日)		
	服薬有無(薬名・使用タイミング)	有•無()
	居住場所	自宅・通勤寮・グループホーム・その他()
通勤関連	利用可能交通手段	徒歩・バス・電車・その他()
	通勤可能時間	30分以内・1時間以内・1時超()
支援関連	支援機関		
又汲民庄	(機関名・連絡先・担当者)		77
	本人との関係	家族(父・母・兄弟)・親族・通勤寮・グループホーム・その他()
緊急連絡先	連絡先氏名		
	方法(TEL·FAX·携帯·メール)		
余暇活動•交友関係			
取得している資格	4		
その他(保証人・成:	年後見制度活用·障害者基礎年金受給他)		

(2)基礎学力(計算、漢字、伝票転記は共通問題を基準に評価したもの。共通問題については提出可)

項目	総合コメント
計算力(電卓使用)	
パソコン操作力	
読む力	
書く力	

Π	支援状況	•••••「履歴書」	IV職務経歴参照
ш	Y 175 11 11.	Rare 1.	I V DHY WE WE SEE SEE

Ⅱ 支援状況 (1)当初支援課題

引継事項(教育·支援機関·企業等)	当初支援課題(ポイントを記入)	コメント(退職理由など)
<i>e</i>		
	, w	
ILBA No. 1		

(2)支援内容・評価と定着支	援
支援の経緯	
支援内容 (期間·場所·方法·支援先評価等)	
対象者の課題・成長度合等	
就職後のフォロー内容・方法	

Ⅲ 対象者の適正職務・総合評価

(1)本人希望条件·所見

(1)本人布主末什 仍免		
職種	勤務時間	
具体的な作業内容	通勤時間	
給 与	保険	
勤務形態	その他	
支援機関所見		

(2)総合評価[一般就労(または〇〇会社の就労)が可能とする理由)

(-) 40 H H I IHC 100000 (0.70	
性格の特性 アピールポイント	
働く上での 指導方法・配慮すべき点	
働く上での 対人関係・行動態度	
その他 (日常生活面等での特記事項)	

Ⅳ 職務経歴(福祉作業所や職業訓練期間も含む)

会社概要	働いていた期		コメント	配慮事項
	(西暦)	年		
	月	日		
	~			
	(西暦)	年	N.	1 2
	月	日		
	(西暦)	年		
	月	日		
	~			
	(西暦)	年		
	月	日		
	(西暦)	年		
	月	日	· ·	
	~		2	A 10 10 10 10
	(西暦)	年		
	月	日		

〔備考欄〕

この求職者のプロフィール表は、別紙「求職者の府ロフィール表」作成のための確認表をまとめたものです。必要であれば支援者へご相談ください。

「求職者プロフィール表」の記入要領

このプロフィール表は、障害のある方が企業で面接を受ける際に利用するものです。

提出日時点におけるその人の状況について、同表の使用目的を充分に理解のうえ、下記要領に基づいて支援者が作成します。

ついて、同表の使用目的を充分に理解のうえ、下記要領に基づいて支援者が作成します。

なお、各項目の記入にあたって、支援者は求職者と充分に相談し、求職者の意思を尊重し、希望等を引き出すと共に、支援者自身も日頃より求職者を客観的かつ公正な観察眼をもって分析し、求職者のプロフィールが企業に的確に提供できるように心掛け、記入することが必要です。

(1)就労する上で知っておいてほしいこと

各項目は求職者が就労するにあたって、企業に予め理解・配慮しておいてほしい事項を記述し、入社後に本人の力が充分に 発揮できることと、企業・本人・支援機関間でトラブルに繋がらないようにするための「引継書」という位置付けのものと して記述する。

なお、具体的な記入内容を赤字で記載(下表)しましたが、記入内容を記述しなくても明らかなもの等については、その活用の目的等を() 書きし記述した。

管轄職安名		支援対象者の管轄職安名を記入
	障害名・等級 (障害に関する補足事項)	各種障害者手帳を参照し記入 (知的障害者で職業判定を受けた場合)職業重度判定 有・ 障害の特性(自閉症・ADHD、コミュニケーション手段等の障害に起因した補足事項)を記入
障害関連 (手帳写し参照)	配慮してほしい事項 (身体機能の制限等) (その他の留意事項)	①身体的な機能に関わる障害に関する配慮事項(手摺り・洋式トイレ・補助具要、運搬可否、 車通勤要、定期的な休憩要など)を記入 ②その他(上記①以外で、会社に予め留意・配慮しておいてほしいことをどのようなことでも 構わないので記入)
	既往症	就労するうえで、予め会社に知っておいてもらいたい病状・配慮事項等がある場合に記入
	合併症	就労するうえで、予め会社に知っておいてもらいたい病状・配慮事項等がある場合に記入
通院関連	通院先(病院名·場所·TEL)	(入社後(就業時間中)の発作発生時の緊急対応時用のために活用)
	通院回数(回/月·曜日)	(入社後の有給休暇の取得予定を把握のために活用)
	服薬有無(薬名・使用タイミング)	(入社後の就業中の状況・障害の理解のために活用)
	居住場所	自宅・通勤寮・グループホーム・その他((入社後の通勤情報の一つとして活用。特に住宅手当の支給要否の判断)
通勤関連	利用可能交通手段	徒歩・バス・電車・その他((支援対象者の利用可能通勤手段の把握および交通費要否の把握のために活用)
	通勤可能時間	30分以内・1時間以内・1時超((本人の体力、就職希望条件、通勤能力等を把握のために活用)
支援関連	支援機関 (機関名・連絡先・担当者)	現状の支援体制(家族、就労支援センター、医療機関、福祉施設等)を記入
	本人との関係	家族・親族・通勤寮・グループホーム・その他()
緊急連絡先	連絡先氏名	〉(入社後の緊急時における体制を把握のために活用)
方法(TEL・FAX・携帯・メール)		J
余暇活動•交友関係		(求職者を取巻く広い意味での支援体制や人間性等の理解のために活用)
取得している資格		(求職者のアピールポイントおよび入社後の職域検討の参考のために活用)
その他(保証人・成年後見制度活用・障害者基礎年金受給他		(雇用契約の締結要件あるいは参考として本人の生活設計の状況把握のために活用)

(2)基礎学力(計算、漢字については小学校高学年レベルの共通問題、伝票転記は標準を基準に評価したもの)

項目	総合コメント
計算力(電卓使用)	
パソコン操作力	「確認表」の基礎学力の結果・備考を総括し、求職者の提出日時点における各々の能力および成長度合
読む力	等について的確な表現で記入
書く力	

Ⅱ 支援状況 ・・・・・・「履歴書」、Ⅳ職務経歴参照

1-3-2

(1)当初支援課題

引継事項(教育·支援機関·企業等)	当初支援課題	コメント(退職理由など)
	IV職務経歴書の退職理由をベースに、退職に至った本質的な理由を的確に把握し、ポイントを記入	左記の「引継事項」「退職理由」から判断される当初の支援 課題のポイントを記入

(2)支援内容・評価と定着支援

支援の経緯 求職者がどう言う経緯があって、当該支援機関を利用することとなったのかを簡潔に記入					
支援内容 (期間·場所·方法·支援先評価等)	① 当初支援課題に基づく、具体的な支援内容について、その「期間・場所・支援後の評価等」について簡潔に記入 ② 当初支援に伴って新たな課題等があった場合には、その内容(上記)につき簡潔に記入				
対象者の課題・成長度合等	上記支援の結果としての課題・成長度合等(特に、アピールすべきポイントに着目)について簡潔に記入				
就職後のフォロー内容・方法	①採用後の支援機関による具体的なフォロー内容(フォロー事項・人員体制・頻度・期間等)について簡潔に記入 ②支援機関によるフォロー後の支援の方向性(地域の就労支援センターに移行等)を記入				

Ⅲ 対象者の適正職務・総合評価

(1)本人希望条件·所見

職種		勤務時間					
具体的な作業内容	求職者との支援期間を通じての会話の中、あるいは	通勤時間 同左					
給 与	企業との面接に際して、改めて求職者と面談のうえ	保険					
勤務形態	確認したないようを記入	その他					
支援機関所見	上記の本人希望に対する支援機関の客観的且つ公正な判断あるいは附帯事項・条件、家族の意見等を記入						

(2)総合評価[一般就労(または〇〇会社の就労)が可能とする理由)

性格の特性 アピールポイント	支援機関および企業実習等における作業時、休憩時、あるいは家族との会話等を通じて観察された求職者の特性・アピー ルポイントを簡潔に記入(求職者の特徴と思われることを浮き彫りにし、企業に求職者をより的確に知ってもらうように記載)
働く上での 指導方法・配慮すべき点	 確認表の「Ⅲ働く場での行動・態度」を基礎データにし、また支援期間を通じて観察されたその他の事項も加えて、企業に対 する引継事項(企業においてスムースに就労が開始され、確実に定着に結びつくような指導方法や配慮すべき事柄)を簡 潔に記入
働く上での 対人関係・行動態度	確認表の「II働く場での対人関係」および「II働く場での行動・態度」を基礎データとして、求職者が企業で働いていくうえで、企業に予め知っておいてもらった方が良いと支援機関が判断する求職者の対人関係およびその行動態度に関わる特徴的な事柄・傾向(含む、障害に起因する事象か否か)等を簡潔に記入
その他 (日常生活面等での特記事項)	確認表の「I 日常生活」および「Ⅳその他」を基礎データとして、求職者が企業で働いていくうえで、企業に予め知っておいてもらっておいた方が良いと判断する日常生活面等における特徴的な事柄・傾向(含む、障害に起因する事象か否か)等を 簡潔に記入

IV 職務経歴(福祉作業所や職業訓練期間も含む)

会社概要	働いていた期間		コメント	配慮事項
会社名、従業員数、勤務の事業所名 場所(最寄り駅)、業態について記入	(西暦) (西暦)	年 月 日 ~ 年 月 日	指示を受けていた人、休憩、食堂など)	特別な配慮があった場合は記入(環境や人的な配慮作業量、作業工程、ジョブコーチなど)
	(西暦) (西暦)	年 月 七 日 日 日 日 日	④評価されたこと(職業能力面、作業への意欲や態度、 対人関係など) ⑤退職理由(出来るだけわかり易く、具体的に記入) 以上を記入	

〔 備考欄 〕

1-3-2

備考欄は支援者が求職者に関わる特記事項を記入する場合に使用(下表は記載内容例)

(求職者の家族の支援状況・家庭環境等が本人の成長に影響を及ぼしていること、あるいは採用後の定着支援の上でも大きな要素であると考えられるため、支援機関と企業との個別面談時等における重要な引継事項として、特記すべき事項があると支援機関が判断する場合には、記入あるいは口頭で伝達して下さい。)

(記載内容例)

(記載内在例)	氏名	年齢	続柄	同·別居	特記事項(協力度合・理解度・環境等)
家族の状況					
その他事項				4	

「企業のプロフィール表」の作成と活用

1. 目 的

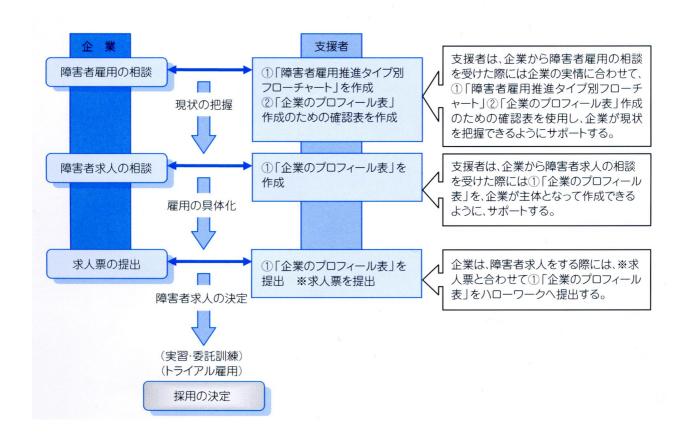
「企業のプロフィール表」は、企業が障害のある方の求人を行う際に、自社の現状を把握すると共に、 求職者側に対して、障害者雇用に関する事情や考え方の理解を得る目的で作成されます。求職者が作 成する、企業側の理解を得るための「求職者のプロフィール」と合わせて活用するものです。

2. 作成と活用のながれ

「企業のプロフィール表」の作成にあたっては、企業と支援者(ハローワークあるいは支援機関)が 充分に相談し、企業が主体となり支援者が補足して作成します。支援者は企業の意思を充分に理解し、 正確に記載されることに留意して作成に協力します。

「企業のプロフィール表」は、以下の通りに活用します。

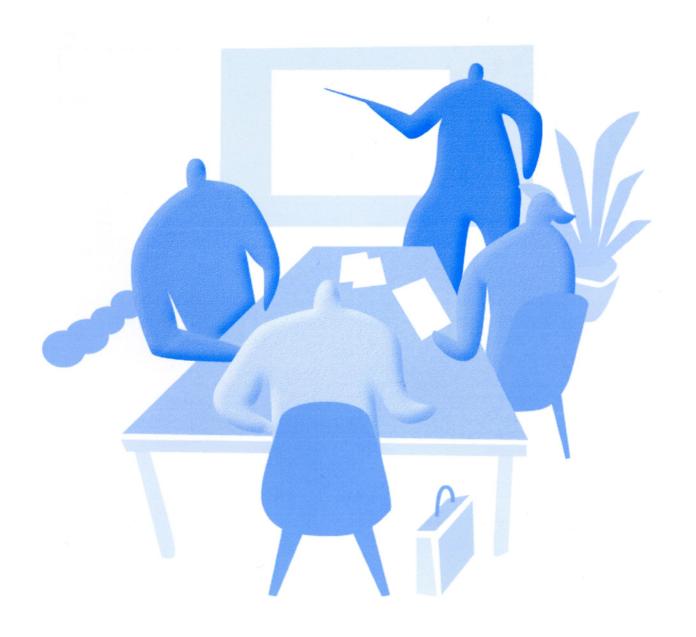
- (1) 支援者は、企業から障害者雇用の相談を受けた際には企業の実情に合わせて①「障害者雇用推進タイプ別フローチャート」2-2、②「企業のプロフィール表」作成のための確認表2-3を使用し、企業が自社の現状を把握できるようにサポートします。
- (2) 支援者は、企業から障害者求人の相談を受けた際には①「企業のプロフィール表」2-4を、企業が主体となって作成できるように、サポートします。
- (3) 企業は、障害者求人をする際に※求人票と合わせて①「企業のプロフィール表」2-4をハローワークへ提出します。



3. 構成

「企業のプロフィール表」のしくみは、4種で1セットになっています。

- (1) 2-1 (本ページ) は、「企業のプロフィール表」の作成の目的・活用方法を記載しています。
- (2) 2-2は、「障害者雇用推進タイプ別フローチャート」です。企業が求人を行う前段階で、自社の障害者雇用に関する現状を把握する必要がある場合、支援者と相談の上作成します。
- (3) 2-3-①は、「企業のプロフィール表」作成のための確認表です。「企業のプロフィール表」を作成するに当たって、記述の基礎となる詳細を記載するもので、必要に応じて支援者と相談の上作成します。2-3-②は「企業のプロフィール表作成のための確認表記入要領」です。「企業のプロフィール表作成のための確認表」は、企業がより理解を求める必要があると判断した場合、支援機関に対して提供します。
- (4) 2-4-①は、「企業のプロフィール表」のフォームで、2-3-①「企業のプロフィール表作成のための確認表」の要約です。2-4-②は「企業のプロフィール表記入要領」です。



障害者雇用推進タイプ別フロチャート 2-2 NO 障害者雇用の経 YES 験はありますか? 障害者が働く現場 今後の採用計画 NO を見学したことは はありますか? YES ありますか? YES 🖠 **→** NO 障害者が働く現場 具体的な採用職種 問題解決のための 具体的に働くイメー NO の見学を希望しま は決定していますか? 相談はしていますか? ジが持てましたか? すか? YES YES ! NO YES NO. 採用方法は決定 障害者雇用の方針 NO 効果はあがって NO タイプD していますか? いますか? は決まっていますか? YES YES ★都道府県労働局、厚生労働 タイプA タイプC タイプB 省のホームページで障害者雇 用促進法を確認しましょう!

職場環境チェックに進みます。

一番点数の低かった環境とタイプをクロスさせてお読み下さい。 なお、相談先の連絡先はそれぞれのホームページ等をご参照下さい。



- ●独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構・地域障害者職業センター・障害者雇用情報センター
 →http://www.jeed.or.jp/index.html
- ●地域の就労支援機関・障害者雇用支援センター・障害者就業・生活支援センター →管轄のハローワークへhttp://www.hellowork.go.jp/
- ●地域の就労支援機関・ボランティアセンター→区市町村障害担当窓口へ

タイプ	人的環境	物理的環境·環境刺激	職務環境	サポート環境
А	社内で「障害」をより身近な問題にして行きましょう。障害といっても他人事ではないはず。疑似体験や職場実習受け入れがおススメです。	物理的な環境を見直しをすると道が開けます!再度、職務分析をしてみませんか?特例子会社制度も確認してみましょう。	仕事のシステムを見直し てみると、新たな職域が見 つかるかもしれません。	就職後の定着には就労生活支援をお使い下さい。
相談先	就労支援機関、 ポランティアセンター	高齢・障害者雇用支援機構 ハローワーク	高齢·障害者雇用支援機構	地域障害者職業センター 雇用支援センター 就労支援機関
В	会社としてのGOサインを 待つのみ!!他社の取り組み 状況を確認して、社内プレゼンの準備です!	物理的な環境を見直しをすると道が開けます!再度、職務分析をしてみませんか?特例子会社制度なども確認してみましょう。	他社の取り組み状況を確認して、社内プレゼンの準備です!	障害者雇用制度を活用しましょう。 人とお金の問題が解決できるかもしれません。
相談先	高齢・障害者雇用支援機構 ハローワーク(先行企業など)	高齢・障害者雇用支援機構 ハローワーク	高齢・障害者雇用支援機構 ハローワーク 先行企業など	高齢・障害者雇用支援機構 ハローワーク
С	社内で「障害」をより身近な問題にして行きましょう。障害といても他人事ではないはず。 疑似体験がおススメです。	物理的な環境を見直しを すると道が開けます!再度、 職務分析をしてみませんか?	仕事のシステムを見直して みると、新たな職域が見つ かるかもしれません。他社 の事例収集も有効でしょう。	障害者雇用制度を活用しましょう。人とお金の問題が解決できるかもしれません。
相談先	就労支援機関 ボランティアセンター	地域障害者職業センター 雇用支援センター 就労支援機関	高齢・障害者雇用支援機構 ハローワーク 先行企業など	高齢・障害者雇用支援機構 ハローワーク

「企業のプロフィール表」		2-4-	$\cdot \bigcirc$
提出日(西曆)	年	月	日
記入日(西暦)	年	月	日

企業名	役 職	
担当組織	氏 名	

I	障害者雇用の実績

特例子会社=Yes / No

障害者雇用経験 (最も雇用数が多いものに☑) (どちらかに ○)			職務内容(雇用している場合)
	身体障害	有・無	
	身体障害の場合、雇用	経験があるもの全てに〇	⇒ (視・聴・平・音・上・下・体・心・呼・腎・膀・直・小・免)
	知的障害	有・無	
	精神障害	有・無	
	その他	有・無	

Ⅱ 企業の求める人材のイメージ

優先順位の高いものから、記入する。

及が原体での同じでものが、うく品が、する。					
項目	内 容(優先順位の高いものから記入)				
パーソナリティ					
障害に関する事項 (障害の部位・程度 等で仕事に関わる					
スキル(業務経験・ 取得資格ほか)					
コミュニケーション・ 課題解決能力ほか					
備考					

Ⅲ 職場環境の特徴

項目	内容
人的環境	
物理的環境	
職務環境	
その他	

IV	仕事の内容		2-4-	-①
----	-------	--	------	----

(1)曜日ごとに違う仕事をする場合は、曜日ごとにまとめて記載する。書ききれない場合は、別紙に添付する。

作業名	詳細
	`
	and a

(2)備考

V 指示書・マニュアル (有 ・ 無 ・ 作成中 ・ 不必要) 指示書・作業マニュアルがある場合は、別紙に添付する。

VI 採用までのスケジュール

項目の空欄には、独自の採用スケジュールがある場合に記載する。

下記スケジュールと一致する項目が少ない採用スケジュールの場合は別紙に添付する。

1 1117772 700				
項目	有	無	日付/期間	備考
会社説明会・見学会	有	無		
		*	-1	
実習選考面接	有	無		
実習決定者通知	有	無		
実 習	有	無		
実習結果通知 トライアル雇用意思確認	有	無		
1 7 17 70 PE / I JUNE NE HEL				
トライアル雇用	有	無		
トライアル雇用	有	無		¥
結果通知				
正式採用				
正 八 末				
			e e	

「企業のプロフィール表」記入要領

2-4-2

I 障害者雇用の実績

特例子会社=Yes / No

障害者雇用経験 (最も雇用数が多いものに☑) (どちらかに ○)			職務内容(雇用している場合)
	身体障害	有・無	データー入力
	身体障害の場合、雇用	経験があるもの全てにO	⇒ (視・聴・平・音・上 ◆下・体・心・呼・腎・膀・直・小・免)
✓	知的障害	有・無	事務補助(資料作り、シュレッダー、封入封緘など)
	精神障害	有・無	データー入力
	その他	有·無	

Ⅱ 企業の求める人材のイメージ 貴社の企業理念及び職務内容との関係から、必要とする人物像を以下のポイントを参考に記入する 優先順位の高いものから、記入する。

項目	内 容(優先順位の高いものから記入)
パーソナリティ	日常的な関心、好み。知識、価値基準。自己理解。態度、行動等。
障害に関する事項 (障害の部位・程度 等で仕事に関わる 事項)	交通手段、通院への配慮、エレベーターの設置・トイレ・建物のバリアフリー等について
スキル(業務経験・ 取得資格ほか)	仕事をする上で必要な技術、知識など。
	・課題解決のための力(チャレンジする、計画する、変化に対し柔軟性を持つ、目的に向かう、臨機応変に 判断する)・コミュニケーション(自分の意見・感情を言う、相手の意見を否定する、話を聞く、要求を聞き入れる、手助けする、協調する)・セルフコントロール(意思決定する、不確実な状況を受け入れられる、ルールを守る)
備考	

Ⅲ 職場環境の特徴

項目	内容
	障害者雇用についての経営者、配属先従業員の理解。作業現場全体と、一緒に作業をする人の人数、及び構成(性、年齢、就業形態、障害者数など)。責任者の有無、常駐の可否。
物的環境	社員のエレベーター利用の可否。身障用トイレなどの整備。今後の改善予定。
職務環境	仕事内容の固定、変化。曜日や特定の日時の仕事量の変化。職務を遂行する上で特に必要とされる力 (Ⅲ仕事の内容の例では、『他部署での出向が多いため、守秘義務を守れる、誰の指示にも従える』など)
その他	教育制度、昇進、異動などについて。

Ⅳ 仕事の内容 2-4-②

曜日ごとに違う仕事をする場合は、曜日ごとにまとめて記載する。書ききれない場合は、別紙に添付する。

時間	仕事名	仕事内容	場 所	道具・材料など
午前中	清掃-A班	・ロビーの掃き掃除、モップかけ	1F共有スペース	じざい箒、モップ
A、B班に		・男女トイレの掃き掃除、モップかけ、備品の補充		
分かれる		・2Fへ上る階段の手すり拭き、掃き掃除、モップかけ	:	•雑巾
		・ゴミの収集、運搬、分別	全部署→地下1F	·台車
	メールーB班	・メールの収集、前日仕分けたメールの配達	全部署	·台車
		・メールの仕分け	5F文書室	・パソコン(検索)
		・郵便物の発送手続き	5F文書室	・スケール、料金表
午 後	封入封緘	・必要書類の確認、封入し、封を閉じる	2F作業室内	・のり、封筒、紙
全員で同じ	ファイリング	・伝票のファイリング	8F総務部-2名程度	・伝票、ファイル
作業をする	PC入力	・社員名簿の管理(データーの更新)	8F総務部-3名程度	・パソコン
		・登録スタッフの管理(データーの更新など)	"	
日によって	資料つくり	・必要枚数をコピー、枚数の確認、ホチキス止め、設置	2F作業室内→10F会議室	・コピー機、ホチキス
作業内容に	シュレッダー	・シュレッダー用書類を回収、シュレッダー	各階→地下1F	・台車、シュレッダー
変更がある				
15:00~	メールーB班	・メールの収集	全部署	·台車
B班のみ		・メールの仕分け	5F文書室	・パソコン(検索)
A班は上		・郵便物の発送手続き	5F文書室	・スケール、料金表
記内容を 継続				

(2)備 考

- ・午前の仕事は、1日毎で交代する。午前中に、急ぎの封入封緘が入ることも多く、適時対応する。
- ・午後の仕事は、その日の朝に決まることもある。数名で、他の部署へ出向し、出向した先の社員の指示に従い仕事をする。

V 指示書・マニュアル (有 ⋅ 無 ・作成中・不必要) 指示書・作業マニュアルがある場合は、別紙に添付する。

VI 採用までのスケジュール

項目の空欄には、独自の採用スケジュールがある場合に記載する。

下記スケジュールと、一致する項目が少ない採用スケジュールの場合は別紙に添付する。

項目	有 無	日付/期間	備考
会社説明会·見学会	有 無	4月4日	窓口は〇〇就業・生活支援センター。
			,
実習選考面接	有 無	4月11日、4月12日	場所は本社人事部。
実習選考二次面接	有	4月19日	実際に働く現場で、2時間程度作業をする。
実習決定者通知	有 無	4月26日	直接本人へ書面にて通知
実 習	有 無	5月9日~5月23日	委託訓練事業を活用
実習結果通知	有)無	5月28日	直接本人へ書面にて通知
トライアル雇用意思確認	(1) ##	3/J20 L	
		~	
トライアル雇用	有 無	6月1日~8月31日	支援団体、ジョブコーチのサポートが必要。
			A STATE OF THE STA
トライアル雇用結果通知	有 無	8月24日	直接本人へ通知
		3 g	
正式採用		9月1日	雇用契約を結ぶ。
		>	

「企業のプロフィール表」作成のための確認表 2-3-①										
					提出日(西暦)	年	月	E	
							西暦)	年	月	E
企業名										
部署名/役職名						所属機関名				
担当者名						作成者名				
I 困っていることの確認 □ には、「無」の場合にチェックをする項 目 □ コメント(具体的な対応策などがある場合に記入)										
①雇用率達成の目処				-1/2/i	\ > \	**************************************	C 13 '03'03	あ口で記入		
②障害者の新規雇用		H								
③障害者に対する職										
④障害者に合った仕	事の有無									
⑤仕事に合った求職	者の有無									
⑥障害者を採用する	余裕の有無									
⑦職場への定着問題	凰の有無							The state of the s		
⑧職場での人間関係	係問題の有無									
⑨生活面の問題の有	無									
⑩現状以外の仕事の)有無									
⑪その他										
Ⅱ 職場環境の確	認(1項目5点×	5項目	∃ =2	5点)						
(1)人的環境										
項									入)	
①トップの理解の有領	Ħ									
②障害者雇用の責任	£部署の有無									
③障害者受入に対する	従業員の理解程度									
④障害者雇用のノウハ	ウ・経験の有無					× n				
⑤指導する担当者の	確保の有無		点							
⑥その他		[4			
(2)物理的環境・環	景境刺激									
項	目	[7	コメン	ト(問	題があるが、改	対善の余地	の有無を記ん	入)	
①会社までの交通の)便									
②障害者用駐車場の	D有無			}						
③社内におけるバリ	アフリーの状況									
	おける問題の有無		点			6				
⑤専用作業スペース	の確保の可否									
 ⑥その他		F		×					-	

(3)職務環境	2-3-①

項目	Ē	7	コメント(問題がある場合の対応策等がある場合に記入)
①作業手順変更の可否			
②仕事量は安定度合			
③作業手順書等の有無			
④仕事の確認システムの有無		点	
⑤安全管理のルールは明確			

(4)諸制度等の活用状況

項目		a	いずれかに〇	
①助成金制度			(知らない・知っている 活用したことがある・活用している)	
②ジョブコーチ制度			(知らない・知っている 活用したことがある・活用している)	
③委託訓練制度			(知らない・知っている 活用したことがある・活用している)	
④トライアル雇用制度		点	(知らない・知っている 活用したことがある・活用している)	
⑤外部機関等との連携の有無			(知らない・知っている 活用したことがある・活用している)	

Ⅲ 雇用実績の確認

	「雇用経験 _{用数が多いものに} ☑) (どちらかに C))	職務内容(雇用してい	る場合)			
	身体障害	有 • 無						
身	体障害の場合、雇	用経験があるもの	全てに〇) ⇒ (視・聴・平・音・上・下・体・心・	呼・腎・膀・直・小・免)			
	知的障害	有 · 無						
	精神障害	有 • 無						
	その他	有・無						
	訓練受け入れ経駅 _{入数が多いものに} ☑		O)	実習内容(実習・訓練の経験	食がある場合)			
	身体障害	有・無・	不要	2				
身	・体障害の場合、雇	用経験があるもの	全てに〇	⇒ (視・聴・平・音・上・下・体・心・	呼・腎・膀・直・小・免)			
	知的障害	有・無・	不要					
	精神障害	有 ・ 無 ・	不要	× 1				
	その他	有 ・ 無 ・	不要	Vn				
実習・	実習・訓練経験の種別 養護学校等学生実習生・ 支援機関や福祉施設から実習生・							
(当ては	まるもの全てに 〇)	職場適応訓練	・指導	員や職員の実習受け入れ ・ その他()			
就労支	援機関等の利用	(有・無・不	要)	連絡先	担当者			
機関名	Z							

Ⅲ 職種の検討について2-3-①

(1)下記の職種のうち、障害者雇用を検討できそうな職種に〇をつけてください

ゴミ回収 ・ ゴミ分別 ・ オフィス内の清掃 ・ 共有スペースの清掃 ・ 建物周りの清掃 ・ 社員寮の清掃 ・ コピーFAX ・ シュレッダー作業 ・ シュレッダー紙回収 ・ ファイリング ・ 伝票整理 ・ 電話応対 ・ 資料セットラベル貼り ・ 封入封緘・会議室セッティング片付け ・ 書類配布 ・ 郵便物仕分け ・郵便物回収 ・郵便物配布郵便物計量 ・ 連絡便 ・スタンプ押し ・ 備品管理 ・ PC入力(数字) ・ PC入力(文字) ・ PC入力(指定フォーム)データー管理 ・ スキャン ・ 名刺作成 ・ 休憩スペース整備 ・喫茶 ・ 弁当販売 ・ 水やり ・ 草とり ・ 修繕食堂や厨房での洗い物 ・ 調理の補助 ・ユニフォーム管理 ・ クリーニング ≪その他≫

Ⅲ 雇用上の相談 (具体的に記述して下さい)

制度・助成金・手続き等	
人材の確保	
社内理解·教育等	
新たな職域	
職場定着	
その他	

Ⅳ その他

「企業のプロフィール表」作成のための確認表記入要領

2-3-2

Ⅰ 困っていることの確認 □ には、「無」の場合にチェックをする

項目		コメント(具体的な対応策等ある場合に記入)
①雇用率達成の目処の有無	V	未達成の原因を分析した結果、以下③、④および物理的な環境の改善と判明
②障害者の新規雇用計画の有無	V	人事部が主体に従業員の採用計画(5年)に合わせた障害者雇用計画策定中
③障害者に対する職場の理解の有無	V	障害者に仕事が任せられるのかという意識。トップの考え方伝達と見学会実施
④障害者に合った仕事の有無	✓	支援機関による職場見学と同業種で障害者雇用実績のある会社の事例調査
⑤仕事に合った求職者の有無	✓	身体障害者の採用を予定していたが、知的障害者に合う職域を検討し方向転換
⑥障害者を採用する余裕の有無	4	人事部が主体となり、次回部長会・管理職研修の場を借りて意識・実態調査を開始
⑦職場への定着問題の有無		支援機関、家族との連携を早急に図る
⑧職場での人間関係問題の有無		本人および職場の上司と面談し実施把握をすると共に、支援者とも連携を図る
⑨生活面の問題の有無		本人関係者(家族、GH、通勤寮)との連携を図り、問題点の解決を図る
⑩現状以外の仕事の有無	✓	事務工程の見直しまたが外注・スタッフに依頼している仕事の再検証
⑪その他		

Ⅱ 職場環境の確認(1項目5点×5項目=25点)

(1)人的環境

項目	Ø		コメント(問題はあるが、改善策等に基づいた対応策等がある場合記入)
①トップの理解の有無	✓		会社の実態報告と共に、同業他社の特例子会社について実態報告と見学を提案
②障害者雇用の責任部署の有無	V	- 1	トップに対して現状の障害者雇用状況の報告と責任部署につき相談・提案
③障害者受入に対する従業員の理解程度	V		総論は賛成・各論反対。トップ、社員に対する啓蒙と配属評価ポイント制導入
④障害者雇用のノウハウ・経験の有無	4	点	HWに相談し同業他社のご紹介・見学や支援機関の訪問などの助言を得る
⑤指導する担当者の確保の有無	V		社内公募し、担当者の育成(他事例の調査、職場実習経験など)を図る
⑥その他			

(2)物理的環境・環境刺激

項目	Ø		コメント(問題があるが、改善の余地の有無を記入)		
①会社までの交通の便			下肢障害者は困難であり、車通勤の可否と下肢以外の障害者の雇用を検討		
②障害者用駐車場の有無	V	4	会社敷地内あるいは近隣の駐車場の確保の可否を調査		
③社内におけるバリアフリーの状況			車椅子トイレが無い、物や道具の配置が固定。改修工事は可能		
④社内職場環境における問題の有無		点	現状は寒さ暑さなどの温度調節が出来ないが、改修工事は可能		
⑤専用作業スペースの確保の可否	V		社内に分散して障害者を配属させることの可否等についき検証		
⑥その他					

(3)職務環境

項目	ſ	Z	コメント(問題がある場合の対応策等がある場合に記入)
①作業手順変更の可否	✓		現行作業手順の変更は不可であり、それに対応できる障害者を採用
②仕事量は安定度合	✓		1日の中でも業務の繁閑があるので、それを埋める業務を全社的に調査
③作業手順書等の有無	✓	25	単純作業であり指導担当者による指導。障害の程度によって手順書作成
④仕事の確認システムの有無	✓	点	配属チームの管理者に早急に確認システムの策定を指示
⑤安全管理のルールは明確	V		配属チームのベテラン社員に対し早急にルールの策定を指示

参考資料

(4)諸制度等の活用状況

項目	Ū	3	いずれかに〇	
①助成金制度			(知らない・知っている 活用したことがある・活用している)	
②ジョブコーチ制度	~		(知らない・知っている 活用したことがある・活用している)	
③委託訓練制度	~	15	(知らない・知っている 活用したことがある・活用している)	
④トライアル雇用制度		点	(知らない・知っている 活用したことがある・活用している)	
⑤外部機関等との連携の有無	✓		(知らない・知っている 活用したことがある・活用している)	

Ⅲ 雇用実績の確認

障害者雇用経験			職務内容(雇用している場合)		
(最も)	雇用数が多いものに✓) (どちらかに O)			
✓	身体障害	有・無	PC入力		
	身体障害の場合、雇	用経験があるもの全てに〇	⇒ (視・聴・平・音・上・下・体・心・	呼・腎・膀・直・小・免)	
	知的障害	有・無			
	精神障害	有・無			
	その他	有 • 無			
実習	・訓練受け入れ経験	è	実習内容(実習・訓練の経験	☆がなる場合)	
(最も	受入数が多いものに☑) (いずれかに 〇)	大百四十八大百一川林の作家	大刀・60~60 日 /	
✓	身体障害	有 ・無			
	身体障害の場合、雇	用経験があるもの全てに〇	⇒ (視・聴・平・音・上・下・体・心・	呼・腎・膀・直・小・免)	
	知的障害	有 • 無			
	精神障害	有 • 無		p	
	その他	有・無			
実習	実習・訓練経験の種別 養護学校等学生実習生 ・ 支援機関や福祉施設から実習生 ・				
(当て	職場適応訓練 ・ 指導員や職員の実習受け入れ ・ その他()				
就労	就労支援機関等の利用 (有・無・不要) 連絡先 担当者				
機関	月名				

Ⅱ 職種の検討について

(1)下記の職種のうち、障害者雇用を検討できそうな職種に〇をつけてください

(1) 自己の4級性のクラスド午日日准川と4次日でとてアる4級性にした。 コン ていここ
ゴミ回収 ・ ゴミ分別 ・ オフィス内の清掃 ・ 共有スペースの清掃 ・ 建物周りの清掃 ・ 社員寮の清掃 ・ コピー
FAX ・ シュレッダー作業 ・ シュレッダー紙回収 ・ ファイリング ・ 伝票整理 ・ 電話応対 ・ 資料セット
ラベルはり ・ 封入封緘 ・ 会議室セッティング片付け ・ 書類配布 ・ 郵便物仕分け ・郵便物回収 ・郵便物配布
郵便物計量 ・ 連絡便 ・ スタンプ押し ・ 備品管理 ・ PC入力(数字) ・ PC入力(文字) ・ PC入力(指定フォー
スキャン ・ データ管理 ・ 名刺作成 ・ 休憩スペース整備 ・喫茶 ・ 弁当販売 ・ 水やり ・ 草とり ・ 修繕
食堂や厨房での洗い物 ・ 調理の補助 ・ ユニフォーム管理 ・ クリーニング
≪その他≫

Ⅲ 雇用上の相談 (具体的に記述して下さい)

2-3-2

血 准加工切旧版 (系	正 雇用工の行政(共体的に配定して「とい)				
制度・助成金・手続き等	・制度の種類を知りたい。 ・制度の使い方、使うタイミングを知りたい。 ・申請窓口、受給申請タイミング、手続きの仕方を知りたい。 ・助成金の支給申請タイミング、支給タイミングが知りたい。				
人材の確保	・数名を1度に採用したい。 ・年間数名を計画的に採用したい。 ・仕事内容に合う人の応募がない。				
社内理解·教育等	・経営者や役員会議で理解を得た事例を知りたい。 ・従業員への周知や理解を得る方法を知りたい。 ・雇用の具体例を知りたい。障害者雇用をしている企業を見学したい。				
新たな職域	・現状以外の仕事がない。 ・仕事の切り出し方、組み立て方を知りたい。 ・他社の仕事内容を知りたい。				
職場定着	・他社の成功事例を知りたい。 ・使用可能な社会的資源を知りたい。 ・障害のある従業員に対する社内教育内容を知りたい。 ・支援機関との連携の仕方、連絡先が知りたい。				
その他					

Ⅳ その他



7. 関係機関連絡先

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構施設一覧

●機構本部

本部所在地一覧			
本部名	所在地	電話番号	
竹芝事務所	〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー内	お問い合わせ内容によって、 番号が設定されています。 詳細はホームページをご参照ください。 http://www.jeed.or.jp/index.html	
障害者職業総合センター	〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3	お問い合わせ内容によって、 番号が設定されています。 詳細はホームページをご参照ください。 http://www.jeed.or.jp/index.html	

●広域センター

広域センター所在地一覧			
センター名	所在地	問い合わせ先	
国立職業リハビリテーションセンター (中央障害者職業能力開発校)	〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2	TEL: 04-2995-1711 FAX: 04-2995-1052 E-mail: shokureha-ctr@jeed.or.jp	
国立吉備高原職業リハビリテーションセンター (吉備高原障害者職業能力開発校)	〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7520	TEL: 0866-56-9000 FAX: 0866-56-7636 E-mail: kibireha-ctr@jeed.or.jp	
せき髄損傷者職業センター	〒820-0053 福岡県飯塚市伊岐須550-4 (総合 せき損センター内)	TEL: 0948-24-7500 (大代表) FAX: 0948-29-0878 E-mail: sekison-ctr@jeed.or.jp	

●地域障害者職業センター

地域センター所在地一覧				
センター名 所在地 問い合わせ先				
北海道障害者職業センター	〒001-0024 札幌市北区北二十四条西5-1-1 札幌サンプラザ5F	TEL: 011-747-8231 FAX: 011-747-8134 E-mail: hokkaido-ctr@jeed.or.jp		

旭川支所	〒070-0034 旭川市四条通8丁目右1号 ツジビル5F	TEL: 0166-26-8231 FAX: 0166-26-8232 E-mail: asahikawa-ctr@jeed.or.jp
青森障害者職業センター	〒030-0845 青森市緑2-17-2	TEL: 017-774-7123 FAX: 017-776-2610 E-mail: aomori-ctr@jeed.or.jp
岩手障害者職業センター	〒020-0133 盛岡市青山4-12-30	TEL: 019-646-4117 FAX: 019-646-6860 E-mail: iwate-ctr@jeed.or.jp
宮城障害者職業センター	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-6-1	TEL: 022-257-5601 FAX: 022-257-5675 E-mail: miyagi-ctr@jeed.or.jp
秋田障害者職業センター	〒010-0944 秋田市川尻若葉町4-48	TEL: 018-864-3608 FAX: 018-864-3609 E-mail: akita-ctr@jeed.or.jp
山形障害者職業センター	〒990-0021 山形市小白川町2-3-68	TEL: 023-624-2102 FAX: 023-624-2179 E-mail: yamagata-ctr@jeed.or.jp
福島障害者職業センター	〒960-8135 福島市腰浜町23-28	TEL: 024-522-2230 FAX: 024-522-2261 E-mail: fukushima-ctr@jeed.or.jp
茨城障害者職業センター	〒309-1703 笠間市鯉淵6528-66	TEL: 0296-77-7373 FAX: 0296-77-4752 E-mail: ibaraki-ctr@jeed.or.jp
栃木障害者職業センター	〒320-0865 宇都宮市睦町3-8	TEL: 028-637-3216 FAX: 028-637-3190 E-mail: tochigi-ctr@jeed.or.jp
群馬障害者職業センター	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1	TEL: 027-290-2540 FAX: 027-290-2541 E-mail: gunma-ctr@jeed.or.jp
埼玉障害者職業センター	〒338-0825 さいたま市桜区下大久保136-1	TEL: 048-854-3222 FAX: 048-854-3260 E-mail: saitama-ctr@jeed.or.jp
千葉障害者職業センター	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3	TEL: 043-204-2080 FAX: 043-204-2083 E-mail: chiba-ctr@jeed.or.jp
東京障害者職業センター	〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3F	TEL: 03-6673-3938 FAX: 03-6673-3948 E-mail: tokyo-ctr@jeed.or.jp
多摩支所	〒190-0012 立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル5F	TEL: 042-529-3341 FAX: 042-529-3356 E-mail: tama-ctr@jeed.or.jp

		TEL: 042-745-3131
神奈川障害者職業センター	〒228-0815	FAX: 042-742-5789
	相模原市桜台13-1	E-mail: kanagawa-ctr@jeed.or.jp
		TEL: 025-271-0333
新潟障害者職業センター	〒950-0067	FAX: 025-271-9522
	新潟市東区大山2-13-1	E-mail: niigata-ctr@jeed.or.jp
	- 930-0004	TEL: 076-413-5515
富山障害者職業センター	富山市桜橋通り1-18	FAX: 076-413-5516
	住友生命富山ビル7階	E-mail: toyama-ctr@jeed.or.jp
	〒920-0856	TEL: 076-225-5011
石川障害者職業センター	金沢市昭和町16-1	FAX: 076-225-5017
	ヴィサージュ1階	E-mail: ishikawa-ctr@jeed.or.jp
911	=040,0000	TEL: 0776-25-3685
福井障害者職業センター	〒910-0026	FAX: 0776-25-3694
	福井市光陽2-3-32	E-mail: fukui-ctr@jeed.or.jp
	= 400 00C4	TEL: 055-232-7069
山梨障害者職業センター	〒400-0864 甲府市湯田2-17-14	FAX: 055-232-7077
	十四川	E-mail: yamanashi-ctr@jeed.or.jp
	〒380-0935 長野市中御所3-2-4	TEL: 026-227-9774
長野障害者職業センター		FAX: 026-224-7089
~		E-mail: nagano-ctr@jeed.or.jp
	〒502-0933 岐阜市日光町6-30	TEL: 058-231-1222
岐阜障害者職業センター		FAX: 058-231-1049
	W字[1] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	E-mail: gifu-ctr@jeed.or.jp
	〒420-0851	TEL: 054-652-3322
静岡障害者職業センター	静岡市葵区黒金町59-6	FAX: 054-652-3325
	大同生命静岡ビル7F	E-mail: shizuoka-ctr@jeed.or.jp
	〒453-0015	TEL: 052-452-3541
愛知障害者職業センター	名古屋市中村区椿町1-16	FAX: 052-452-6218
	井門名古屋ビル2F	E-mail: aichi-ctr@jeed.or.jp
	〒440-0888	TEL: 0532-56-3861
豊橋支所	豊橋市駅前大通り1-27	FAX: 0532-56-3860
	三菱UFJ証券豊橋ビル6F	E-mail: toyohashi-ctr@jeed.or.jp
	〒514-0002	TEL: 059-224-4726
三重障害者職業センター	津市島崎町327-1	FAX: 059-224-4707
*	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	E-mail: mie-ctr@jeed.or.jp
,	〒525-0027	TEL: 077-564-1641
滋賀障害者職業センター	草津市野村2-20-5	FAX: 077-564-1663
		E-mail: shiga-ctr@jeed.or.jp
	〒600-8235	TEL: 075-341-2666
京都障害者職業センター	京都市下京区西洞院通塩小路下る	FAX: 075-341-2678
	東油小路町803	E-mail: kyoto-ctr@jeed.or.jp

大阪障害者職業センター	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル4F	TEL: 06-6261-7005 FAX: 06-6261-7066 E-mail: osaka-ctr@jeed.or.jp
南大阪支所	〒591-8025 堺市北区長曽根町130-23 堺商工会議所5F	TEL: 072-258-7137 FAX: 072-258-7139 E-mail: minamiosaka-ctr@jeed.or.jp
兵庫障害者職業センター	〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2	TEL: 078-881-6776 FAX: 078-881-6596 E-mail: hyogo-ctr@jeed.or.jp
奈良障害者職業センター	〒630-8014 奈良市四条大路4-2-4	TEL: 0742-34-5335 FAX: 0742-34-1899 E-mail: nara-ctr@jeed.or.jp
和歌山障害者職業センター	〒640-8323 和歌山市太田130-3	TEL: 073-472-3233 FAX: 073-474-3069 E-mail: wakayama-ctr@jeed.or.jp
鳥取障害者職業センター	〒680-0842 鳥取市吉方189	TEL: 0857-22-0260 FAX: 0857-26-1987 E-mail: tottori-ctr@jeed.or.jp
島根障害者職業センター	〒690-0877 松江市春日町532	TEL: 0852-21-0900 FAX: 0852-21-1909 E-mail: shimane-ctr@jeed.or.jp
岡山障害者職業センター	〒700-0821 岡山市中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル17階	TEL: 086-235-0830 FAX: 086-235-0831 E-mail: okayama-ctr@jeed.or.jp
広島障害者職業センター	〒732-0052 広島市東区光町2-15-55	TEL: 082-263-7080 FAX: 082-263-7319 E-mail: hiroshima-ctr@jeed.or.jp
山口障害者職業センター	〒747-0803 防府市岡村町3-1	TEL: 0835-21-0520 FAX: 0835-21-0569 E-mail: yamaguchi-ctr@jeed.or.jp
徳島障害者職業センター	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5	TEL: 088-611-8111 FAX: 088-611-8220 E-mail: tokushima-ctr@jeed.or.jp
香川障害者職業センター	〒760-0055 高松市観光通2-5-20	TEL: 087-861-6868 FAX: 087-861-6880 E-mail: kagawa-ctr@jeed.or.jp
愛媛障害者職業センター	〒790-0808 松山市若草町7-2	TEL: 089-921-1213 FAX: 089-921-1214 E-mail: ehime-ctr@jeed.or.jp
高知障害者職業センター	〒781-5102 高知市大津甲770-3	TEL: 088-866-2111 FAX: 088-866-0676 E-mail: kochi-ctr@jeed.or.jp

	=010.0040	TEL : 000 FE0 F004
福岡障害者職業センター	T810-0042	TEL: 092-752-5801
	福岡市中央区赤坂1-6-19	FAX: 092-752-5751
	ワークプラザ赤坂5F	E-mail: fukuoka-ctr@jeed.or.jp
	〒802-0066	TEL: 093-941-8521
北九州支所		FAX: 093-941-8513
	北九州市小倉北区萩崎町1-27	E-mail: kitakyusyu-ctr@jeed.or.jp
	-040,0054	TEL: 0952-24-8030
佐賀障害者職業センター	₹840-0851	FAX: 0952-24-8035
	佐賀市天祐1-8-5	E-mail: saga-ctr@jeed.or.jp
	-050.0404	TEL: 095-844-3431
長崎障害者職業センター	₹852-8104	FAX: 095-848-1886
	長崎市茂里町3-26	E-mail: nagasaki-ctr@jeed.or.jp
		TEL: 096-371-8333
熊本障害者職業センター	₹862-0971	FAX: 096-371-8806
	熊本市大江6-1-38 4F	E-mail: kumamoto-ctr@jeed.or.jp
		TEL: 0977-25-9035
大分障害者職業センター	₹874-0905	FAX: 0977-25-9042
	別府市上野口町3088-170	E-mail: oita-ctr@jeed.or.jp
		TEL: 0985-26-5226
宮崎障害者職業センター	₹880-0014	FAX: 0985-25-6425
	宮崎市鶴島2-14-17	E-mail: miyazaki-ctr@jeed.or.jp
		TEL: 099-257-9240
鹿児島障害者職業センター	₹890-0063	FAX: 099-257-9281
	鹿児島市鴨池2-30-10	E-mail: kagoshima-ctr@jeed.or.jp
	〒900-0006	TEL: 098-861-1254
沖縄障害者職業センター	那覇市おもろまち1-3-25	FAX: 098-861-1116
	沖縄職業総合庁舎5F	E-mail: okinawa-ctr@jeed.or.jp
	/	L-maii · Okii lavva-cti @jeed.01.jp

●駐在事務所

駐在事務所所在地一覧					
駐在事務所名	所在地	電話番号	FAX番号		
仙台駐在事務所	〒980-0021 仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2F	調査課 022-265-1285 障害者雇用情報課 022-224-7677	022-224-8366		
東京駐在事務所	〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー13F	調査課 03-5400-1630 障害者雇用情報課 03-5400-1632	03-5400-1631 03-5400-1633		
名古屋駐在事務所	〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル9F	調査課 052-209-5568 障害者雇用情報課 052-209-5561	052-209-5562		

大阪駐在事務所	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル3F	調査課 06-6265-6856 障害者雇用情報課 06-6265-6857	06-6261-5581
福岡駐在事務所	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-25-21 博多駅前ビジネスセンター2F	調査課 092-451-0976 障害者雇用情報課 092-474-5304	092-413-1962

関連法人所在地等一覧

●都道府県協会

高年齢者等及び障害者の雇用に関し、各種事業を行うことにより、その職業の安定と福祉の向上に 寄与することを目的に設立された法人です。 なお、高齢・障害者雇用支援機構では、当該法人に対 し、高年齢者等及び障害者の雇用に関する相談・援助、各種講習会の実施、給付金支給申請の受付、 障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の受付、広報・啓発等の業務を委託しています。

都道府県協会所在地一覧				
都道府県協会名	所在地	電話番号	FAX番号	
社団法人 北海道高齢・障害者雇用促進協会	〒060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目1 札幌国際ビル4階	011-223-3688	011-223-3696	
社団法人 青森県高齢・障害者雇用支援協会	〒030-0801 青森市新町2丁目2-4 新町2丁目ビル7階	017-775-4063	017-734-7483	
社団法人 岩手県雇用開発協会	〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12番10号 日鉄鉱盛岡ビル5階	019-654-2081	019-654-2082	
社団法人 宮城県雇用支援協会	〒980-0021 仙台市青葉区中央3丁目2-1 青葉通プラザ2階	022-265-2076	022-265-2078	
社団法人 秋田県雇用開発協会	〒010-0951 秋田市山王3丁目1番7号 東カンビル3階	018-863-4805	018-863-4929	
社団法人 山形県高齢・障害者雇用支援協会	〒990-0828 山形市双葉町1-2-3 山形テルサ1階	023-676-8400	023-645-4404	
社団法人 福島県雇用開発協会	〒960-8034 福島市置賜町1番29号 佐平ビル8階	024-524-2731	024-524-2781	
社団法人 茨城県雇用開発協会	〒310-0803 水戸市城南1丁目1-6 サザン水戸ビル3階	029-221-6698	029-221-6739	

社団法人 栃木県雇用開発協会	〒320-0033 宇都宮市本町4番15号 宇都宮NIビル8階	028-621-2853	028-627-3104
社団法人 群馬県雇用開発協会	〒371-0026 前橋市大手町2-6-17 住友生命前橋ビル10階	027-224-3377	027-224-3556
社団法人 埼玉県雇用開発協会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル7階	048-824-8739	048-822-6481
社団法人 千葉県雇用開発協会	〒260-0015 千葉市中央区富士見2-5-15 塚本千葉第三ビル9階	043-225-7071	043-225-7479
社団法人 東京都雇用開発協会	〒101-0061 千代田区三崎町1丁目3番12号 水道橋ビル6階	03-3296-7221	03-3296-7230
財団法人 神奈川県雇用開発協会	〒231-0026 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ7階	045-633-6110	045-633-5428
社団法人 新潟県雇用開発協会	〒950-0087 新潟市中央区東大通1-1-1 三越・ブラザー共同ビル7階	025-241-3123	025-241-3426
社団法人 富山県雇用開発協会	〒930-0004 富山市桜橋通り2-25 富山第一生命ビル1階	076-442-2055	076-442-0224
社団法人 石川県雇用支援協会	〒920-8203 金沢市鞍月5丁目181番地 AUBE5階	076-239-0365	076-239-3692
社団法人 福井県雇用支援協会	〒910-0005 福井市大手2丁目7番15号 明治安田生命福井ビル10階	0776-24-2392	0776-24-2394
社団法人 山梨県雇用促進協会	〒400-0031 甲府市丸の内2丁目7-23 鈴与甲府ビル4階	055-222-2112	055-222-2119
社団法人 長野県雇用開発協会	〒380-8506 長野市南県町1040-1 日本生命長野県庁前ビル6階	026-226-4684	026-226-5134
社団法人 岐阜県雇用支援協会	〒500-8856 岐阜市橋本町2-20 濃飛ビル5階	058-252-2324	058-252-2325
社団法人 静岡県雇用支援協会	〒420-0853 静岡市葵区追手町1番6号 日本生命静岡ビル7階	054-252-1521	054-252-0423
			1

社団法人 愛知県雇用開発協会	〒460-0008 名古屋市中区栄2丁目10番19号 名古屋商工会議所ビル9階	052-219-5661	052-209-5855
社団法人 三重県雇用開発協会	〒514-0002 津市島崎町137番地122	059-227-8030	059-227-8131
社団法人 滋賀県雇用開発協会	〒520-0056 大津市末広町1番1号 日本生命大津ビル3階	077-526-4853	077-526-0778
社団法人 京都府高齢・障害者雇用支援協会	〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋 町577-2 太陽生命御池ビル3階	075-222-0202	075-222-0225
社団法人 大阪府雇用開発協会	〒530-0001 大阪市北区梅田1-12-39 新阪急ビル10階	06-6346-0122	06-6346-0146
財団法人 兵庫県雇用開発協会	〒650-0025 神戸市中央区相生町1丁目2番1号 東成ビル5階	078-362-6588	078-362-6550
社団法人 奈良県雇用開発協会	〒630-8122 奈良市三条本町9番地21号 JR奈良伝宝ビル4階	0742-34-7791	0742-34-7722
社団法人 和歌山県雇用開発協会	〒640-8154 和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル6階	073-425-2770	073-425-4158
社団法人 鳥取県高齢・障害者雇用促進協会	〒680-0835 鳥取市東品治町102 明治安田生命鳥取駅前ビル3階	0857-27-6974	0857-27-6975
社団法人 島根県雇用促進協会	〒690-0826 松江市学園南1丁目2-1 くにびきメッセ6階	0852-21-8131	0852-25-9267
社団法人 岡山県雇用開発協会	〒700-0907 岡山市下石井2-1-3 岡山第一生命ビル4階	086-233-2667	086-223-9583
社団法人 広島県雇用開発協会	〒730-0013 広島市中区八丁堀16-14 第2広電ビル7階	082-512-1133	082-221-5854
社団法人 山口県雇用開発協会	〒753-0051 山口市旭通り2丁目9番19号 山口建設ビル3階	083-924-6749	083-924-6697
社団法人 徳島雇用支援協会	〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目7番地1 日通朝日徳島ビル7階	088-655-1050	088-623-3663

社団法人 香川県雇用支援協会	〒760-0017 高松市番町1-2-26 トキワ番町ビル3階	087-811-2285	087-811-2286
社団法人 愛媛高齢・障害者雇用支援協会	〒790-0006 松山市南堀端町5番地8 オワセビル4階	089-943-6622	089-932-2181
社団法人 高知県雇用開発協会	〒780-0053 高知市駅前町5番5号 大同生命高知ビル7階	088-884-5213	088-884-5306
財団法人 福岡県高齢者·障害者雇用支援協会	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-25-21 博多駅前ビジネスセンター3階	092-473-6300	092-474-1737
財団法人 佐賀県高齢・障害者雇用支援協会	〒840-0816 佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル5階	0952-25-2597	0952-24-6811
社団法人 長崎県雇用支援協会	〒850-0862 長崎市出島町1番14号 出島朝日生命青木ビル5階	095-827-6805	095-827-6822
社団法人 熊本県高齢・障害者雇用支援協会	〒860-0844 熊本市水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階	096-355-1002	096-355-1054
財団法人 大分県総合雇用推進協会	〒870-0026 大分市金池町1丁目1番1号 大交セントラルビル3階	097-537-5048	097-538-5465
社団法人 宮崎県雇用開発協会	〒880-0812 宮崎市高千穂通2丁目1-33 明治安田生命宮崎ビル8階	0985-29-0500	0985-29-5131
財団法人 鹿児島県雇用支援協会	〒892-0844 鹿児島市山之口町1番10号 鹿児島中央ビルディング11階	099-219-2000	099-226-9991
社団法人 沖縄雇用開発協会	〒901-0152 那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター506号	098-891-8460	098-891-8470

障害者就業・生活支援センター 一覧 (計202センター)

2008.4現在

番号
38-2000
31-3636
34-7177
54-2424
24-8989
66-1071
69-0088
82-4524
22-3013
44-0201
26-4242
51-6306
71-1245
05-8822
34-9100
66-8585
63-5791
95-6424
21-0266
26-1152
25-4580

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地(詳細)	電話番号
秋田県	秋田県南障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)慈泉会	〒019-1402 仙北郡美郷町野中字下村55-2	0187-84-3809
	ウェルビューいずみ障害者就業・ 生活支援センター	(社福)いずみ会	〒010-0817 秋田市泉菅野2-17-27	018-896-7088
山形県	置賜障害者就業・生活支援センタ ー サポートセンターおきたま	(社福)山形県社会福祉事業団	〒993-0016 長井市台町4-24	0238-88-5357
	村山障害者就業・生活支援センター ジョブサポートぱる	(社福)山形県社会福祉事業団	〒990-0861 山形市江俣1-9-26	023-682-0210
	庄内障害者就業・生活支援センタ ー サポートセンターかでる	(社福)山形県社会福祉事業団	〒998-0857 酒田市若浜町1-40	0234-24-1236
福島県	いわき障害者就業・生活支援セン ター	(社福)いわき福音協会	〒970-8026 いわき市平字田町24	0246-24-1588
	県中地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ほっと福祉記念会	〒963-8803 郡山市横塚3-4-21	024-941-0570
	会津障害者就業・生活支援センター	(社福)若樹会	〒965-0062 会津若松市神指町 大字北四合字伊丹堂86-1	0242-25-2242
	相双障害者就業・生活支援センター	(社福)福島県福祉事業協会	〒976-0021 南相馬市原町区金沢字割田 228 原町学園アフターケアセンター内	0244-22-2471
茨城県	水戸地区障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)水戸市社会福祉事業団	〒311-4141 水戸市赤塚1-1 ミオスビル2階	029-309-6630
	慶育会 障害者就業・生活支援センター なかま	(社福)慶育会	〒308-0811 筑西市茂田1740	0296-22-5532
	障害者就業・生活支援センターかい	(社福)白銀会	〒315-0005 石岡市鹿の子4-16-52	0299-22-3215
	障害者就業・生活支援センター かすみ	(社)茨城県雇用開発協会	〒300-0053 土浦市真鍋新町1-14	029-827-1104
	かしま障害者就業・生活支援セン ター まつぼっくり	(社福)鹿島育成園	〒314-0032 鹿嶋市宮下2-1-24	0299-82-6464
栃木県	とちぎ障害者就業・生活支援センター 「めーぷる」	(社福)せせらぎ会	〒321-0201 下都賀郡壬生町大字安塚2032	0282-86-8917
	両毛圏域障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)足利むつみ会	〒326-0032 足利市真砂町1-1 栃木県安足健康福祉センター内	0284-44-2268
	県北圏域障害者就業・生活支援センター ふれあい	(社福)とちぎ健康福祉協会	〒329-1312 さくら市桜野1270	028-681-6633
	県東・央圏城障害者就業・生活支援 センター 「チャレンジセンター」	(社福)こぶしの会	〒321-4305 真岡市荒町111-1	0285-85-8451
群馬県	群馬西部地区障害者就業・生活支 援センター	(社福)はるな郷	〒370-3106 高崎市箕郷町東明屋676	027-371-8666
	障害者就業・生活支援センター 障害者支援センター わーくさぽーと	(社福)杜の舎	〒373-0842 太田市細谷町1714-2	0276-32-0400
	障害者就業・生活支援センター 障害者支援センター みずさわ	(社福)薫英会	〒370-3606 北群馬郡吉岡町上野田3480	0279-54-6542
	障害者就業・生活支援センター ワークセンターまえばし	(社福)すてっぷ	〒371-0017前橋市日吉町2-17- 10 前橋市総合福祉会館1階	027-231-7345
埼玉県	障害者就業・生活支援センター ZAC	(NPO)東松山障害者就労 支援センター	〒355-0013 東松山市小松原町17-19	0493-24-5658

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地(詳細)	電話番号
	障害者就業・生活支援センター こだま	(社福)美里会	〒367-0101 児玉郡美里町大字小茂田756-3	0495-76-0055
	埼葛北障害者就業・生活支援セン ター	(社福)啓和会	〒346-0011 久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜内	0480-21-3400
	秩父障がい者就業・生活支援セン ター キャップ	(社福)清心会	〒368-0051 秩父市中村町3-12- 23 (秩父市ふれあいセンター内)	0494-22-2870
	障害者就業・生活支援センター CSA	(社福)あげお福祉会	〒362-0075 上尾市柏座1-1-15 プラザ館5階	048-767-8991
	障害者就業・生活支援センター 遊谷	(社福)熊谷礎福祉会	〒360-0041 熊谷市宮町2-65 熊谷市立障害福祉会館2階	048-599-1755
千葉県	障害者就業・生活支援センター あかね園	(社福)あひるの会	〒275-0024 習志野市茜浜3-4-5	047-452-2715
	障害者就業・生活支援センター 千葉障害者キャリアセンター	(NPO)ワークス未来千葉	〒261-0002 千葉市美浜区新港43番地	043-204-2385
	障害者就業・生活支援センター ビック・ハート	(社福)実のりの会	〒277-0005 柏市柏1-1-11 ファミリ柏3F	04-7168-3003
	東総障害者就業・生活支援センター	(社福)ロザリオの聖母会	〒289-2513 旭市野中3825	0479-60-0211
	障害者就業・生活支援センター ふる里学舎地域生活支援センター	(社福)佑啓会	〒290-0265 市原市今富1110-1	0436-36-7611
	障害者就業・生活支援センター 就職するなら明朗塾	(社福)光明会	〒285-0026 佐倉市鏑木仲田町9-3	043-235-7350
東京都	障害者就業・生活支援センター ワーキング・トライ	(社福)ジェイ・エイチ・シィ 板橋会	〒 174-0072 板橋区南常盤台2-1-7	03-5986-7551
	障害者就業・生活支援センター アイ-キャリア	(NPO)障害者支援情報セ ンター	〒158-0091 世田谷区中町2-21- 12 なかまちNPOセンター306号	03-3705-5803
	障害者就業・生活支援センター オープナー	(社福)多摩棕櫚亭協会	〒 186-0003 国立市富士見台1-17-4	042-577-0079
	障害者就業・生活支援センター WEL'S TOKYO	(NPO)WEL'S新木場	〒101-0054 千代田区神田錦町3-21 ちよだプラットフォームスクエア1036	03-5281-2345
神奈川県	障害者支援センター ぽけっと	(社福)よるべ会	〒250-0851 小田原市曽比 1786-1 オークプラザ I	0465-39-2007
	よこすか障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)横須賀市社会福祉事業団	〒238-0041 横須賀市本町2-1	046-820-1933
	障害者就業・生活支援センター サンシティひらつか	(社福)進和学園	〒254-0041 平塚市浅間町2-20	0463-37-1622
新潟県	障害者就業・生活支援センター こしじ	(社福)中越福祉会	〒949-5406 長岡市浦4712-1	0258-92-5163
	障害者就業・生活支援センター ハート	(社福)県央福祉会	〒955-0845 三条市西本成寺1-28-8	0256-35-6692
	障害者就業・生活支援センター アシスト	(社福)のぞみの家福祉会	〒957-0053 新発田市中央町3-1-1	0254-23-1987
	障害者就業・生活支援センター さくら	(社福)さくら園	〒942-0004 上越市西本町1-8-1	025-545-2365
	障害者就業・生活支援センター らいふあっぷ	(社福)更正慈仁会	〒950-2076 新潟市西区上新栄町3-20-18	025-250-0210

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地(詳細)	電話番号
富山県	富山障害者就業・生活支援センター	(社福)セーナー苑	〒939-2298 富山市坂本3110	076-467-5093
	高岡障害者就業・生活支援センター	(社福)たかおか万葉福祉会	〒933-0935 高岡市博労本町4-1 高岡市ふれあい福祉センター 2 階	0726-26-4566
	新川障害者就業・生活支援センター	(社福)新川むつみ園	〒939-0633 下新川郡入善町浦山新2208	0765-78-1131
	砺波障害者就業・生活支援センター 障がい者サポートセンター きらり	(社福)渓明会	〒939-1374 砺波市山王町1-2 4号室	0763-33-1552
石川県	金沢障害者就業・生活支援センター	(社福)金沢市社会福祉協議会	〒920-0864 金沢市高岡町7- 25 金沢市松ヶ枝福祉館内	076-231-3571
	こまつ障害者就業・生活支援セン ター	(社福)こまつ育成会	〒923-0942 小松市桜木町96-2	0761-21-8553
福井県	福井障害者就業・生活支援センター ふっとわーく	(社福)福井県福祉事業団	〒910-3623 福井市島寺町67-30	0776-98-3747
	嶺南障害者就業・生活支援センタ ー ひびき	(社福)敦賀市社会福祉事業団	〒914-0135 敦賀市長谷47-21	0770-21-1133
山梨県	障害者就業・生活支援センター 陽だまり	(社福)八ヶ岳名水会	〒408-0025 北杜市長坂町長坂下条1368-1	0551-32-0035
	すみよし障がい者就業・生活支援 センター	(財)住吉病院	〒400-0851 甲府市住吉4丁目10-32	055-235-1521
長野県	上小地域障害者就業・生活支援センター SHAKE	(社福)かりがね福祉会	〒386-0012 上田市中央3-5-1 上田市ふれあいセンター2階	0268-27-2039
	松本圏域障害者就業・生活支援センター あるぷ	(社福)安曇野福祉協会	〒399-8205 安曇野市豊科4156-1	0263-73-4664
	長野圏域障害者就業・生活支援センター ウィズ	(社福)ともいき会	〒380-0835 長野市大字南長野新 田町1485-1 もんぜんプラザ4階	026-214-3737
	飯伊圏域障害者就業・生活支援センター ほっとすまいる	(NPO)飯伊圏域障害者総合 支援センター	〒395-0024 飯田市東栄町3108-1	0265-24-3182
	障害者就業・生活支援センター 佐久	(社福)佐久コスモス福祉会	〒385-0051 佐久市中込3100-3	0267-64-6644
	上伊那圏域障害者就業・生活支援 センター きらりあ	(社福)伊那市社会福祉協議会	〒396-0021 伊那市伊那1499-7	0265-74-5627
	北信圏域障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)高水福祉会	〒389-2254 飯山市南町19-8	0269-62-1344
岐阜県	岐阜障害者就業・生活支援センター	(社福)岐阜市社会福祉事業団	〒500-8876 岐阜市日ノ出町2- 5-2 ハヤシビル2F	058-266-4757
	山ゆり障害者就業・生活支援セン ター	(社福)飛騨慈光会	〒506-0054 高山市岡本町1- 100-5 玉井ビル1F	0577-32-6280
	ひまわりの丘障害者就業・生活支 援センター	(社福)岐阜県福祉事業団	〒501-3938 関市桐ヶ丘3丁目2番地	0575-24-5880
	西濃障がい者就業・生活支援セン ター	(社福)あゆみの家	〒503-2123 不破郡垂井町栗原2006-2	0584-22-5861
静岡県	静岡中東遠障害者就業・生活支援 センター ラック	(社福)明和会	〒437-0062 袋井市泉町2-10-13	0538-43-0826
	障害者就業・生活支援センター だんだん	(医)至空会	〒433-8101 浜松市北区三幸町201-4	053-420-0802

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地(詳細)	電話番号
	障害者就業・生活支援センター ひまわり	(社福)あしたか太陽の丘	〒410-0312 沼津市原1418-48	055-968-1120
	富士障害者就業・生活支援センタ ー チャレンジ	(社福)誠信会	〒417-0801 富士市大渕2075-3	0545-35-1148
	障害者就業・生活支援センター ぱれっと	(社福)ハルモニア	〒426-0066 藤枝市青葉町2-11-1	054-637-2111
	障害者就業・生活支援センター さつき	(社福)明光会	〒421-1211 静岡市葵区慈悲尾180	054-277-3019
愛知県	豊橋障害者就業・生活支援センター	(社福)岩崎学園	〒440-0022 豊橋市岩崎町字利 兵72-2 岩崎通勤寮内	0532-61-2062
	知多地域障害者就業・生活支援センター ワーク	(社福)愛光園	〒470-2102 知多郡東浦町緒川字寿久茂129	0562-34-6669
	なごや障害者就業・生活支援セン ター	(社福)共生福祉会	〒453-0012 名古屋市中村区井 深町15-17 泉第一ビル2階	052-459-1918
	西三河障害者就業・生活支援セン ター「輪輪」	(社福)愛恵協会	〒444-3511 岡崎市舞木町字山中町121	0564-27-8511
	尾張北部障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)養楽福祉会	〒487-0031 春日井市廻間町字神屋洞703-1	0568-88-5115
	尾張西部障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)樫の木福祉会	〒494-0018 一宮市冨田字砂原2147	0586-63-2111
三重県	四日市障害者就業・生活支援セン ター	(社福)四日市市社会福祉協議会	〒510-0085 四日市市諏訪町2-2	0593-54-2550
	伊勢志摩障害者就業・生活支援セ ンター プレス	(社福)三重済美学院	〒516-0077 伊勢市宮町1-5-20	0596-20-6525
	鈴鹿亀山障害者就業・生活支援センター あい	(社福)和順会	〒513-0801 鈴鹿市神戸1-18- 18 鈴鹿市役所西館2階	059-381-1035
	伊賀圏域障がい者就業・生活支援 センター ジョブサポート ハオ	(社福)名張育成会	〒518-0869 伊賀市上野中町2976-1	0595-65-7710
	障害者就業・生活支援センター そういん	(医)北勢会	〒511-0061 桑名市寿町1-11	0594-27-7188
	松坂・多気地域障がい者就業・生活支援センター (松坂・多気地域障がい者総合相談センター)	(社福)敬真福祉会	〒519-2181 多気郡多気町相可字風子1863	0598-38-2621
滋賀県	障害者雇用・生活支援センター (甲賀)	(社福)しがらき会	〒528-0012 甲賀市水口町暁3-44	0748-63-5830
	湖東地域障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)ひかり福祉会	〒522-0088 彦根市銀座町6- 10 平和堂彦根銀座店3階	0749-21-2245
	おおつ障害者就業・生活支援セン ター	(NPO)おおつ「障害者の 生活と労働」協議会	〒520-0044 大津市京町3-5-12 森田ビル1F	077-522-5142
	湖西地域障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)ゆたか会	〒520-1632 高島市今津町桜町2-3-11	0740-22-3876
	湖南地域障害者就業・生活支援セ ンター	(財)滋賀県障害者雇用支援 センター	〒524-0037 守山市梅田町2-1 セルバ守山217	077-563-4005
	東近江圏域障害者就業・生活支援 センター	(社)わたむきの里福祉会	〒523-0891 近江八幡市鷹飼町 571 平和堂近江八幡店5F	0748-36-7999
京都府	京都障害者就業・生活支援センター	(社福)京都障害児福祉協会	〒603-8234 京都市北区紫野下 若草町12番地 京都市若草寮2F	075-417-1233

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地(詳細)	電話番号
	障害者就業・生活支援センター はぴねす	(社福)南山城学園	〒611-0033 宇治市大久保町北ノ山101-10	0774-41-2661
	障害者就業・生活支援センター わかば	(社福)みずなぎ学園	〒625-0014 舞鶴市字鹿原772-1	0773-65-2071
	障害者就業・生活支援センター あん	(社福)京都ライフサポート協会	〒619-0204 木津川市山城町上狛前畑12-8	0774-86-5056
	なんたん障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)松花苑	〒621-0018 亀岡市大井町小金岐北浦16	0771-24-2181
大阪府	大阪市障害者就業・生活支援セン ター	(社福)大阪市障害者福祉・ スポーツ協会	〒547-0026 大阪市平野区喜連西4-7-19	06-4302-8977
	北河内東障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)大阪知的障害者育成会	〒574-0036 大東市末広町15-6大東園内	072-871-0047
	南河内南障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)大阪府障害者福祉事業団	〒586-0024 河内長野市西野山町2-21	0721-53-6093
	すいた障害者就業・生活支援セン ター	(社福)ぷくぷく福祉会	〒564-0031 吹田市元町19-15 丸二ビル1階	06-6317-3749
	高槻市障害者就業・生活支援セン ター	(社福)花の会	〒569-0071 高槻市城北町1-7- 16 リーベン城北2F	072-662-4510
	八尾・柏原障害者就業・生活支援 センター	(社福)信貴福祉会	〒581-0853 八尾市楽音寺1-84	072-940-1215
	とよなか障害者就業・生活支援セ ンター	(NPO)豊中市障害者就労 雇用支援センター	〒561-0872 豊中市寺内1-1-10 ローズコミュニティ・緑地 1F	06-4866-7100
	東大阪市障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)東大阪市社会福祉事業団	〒577-0054 東大阪市高井田元町1-2-13	06-6789-0374
	南河内北障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)ふたかみ福祉会	〒583-0856 羽曳野市白鳥3- 16-3 セシル古市103	072-957-7021
	枚方市障害者就業・生活支援セン ター	(社福)であい共生舎	〒573-8666 枚方市大垣内町2- 1-20 枚方市役所別館1階	090-2064-2188
	寝屋川市障害者就業・生活支援センター	(社福)光輝会	〒572-0832 寝屋川市本町1-2	072-822-0502
	泉州中障害者就業・生活支援セン ター	(NPO)あいむ	〒597-0072 貝塚市畠中1-3-10	072-422-3322
	茨城・摂津障害者就業・生活支援 センター	(社福)摂津市社会福祉事業団	〒566-0062 摂津市鳥飼上5-2- 8 ふれあいの里内	072-653-1212
	北河内西障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)明日菜	〒571-0057 門真市元町20-26	06-6900-3988
	泉州北障害者就業・生活支援セン ター	(NPO)チャレンジド・ネットいずみ	〒594-0032 和泉市池田下町1341-12	0725-26-0222
	泉州南障害者就業・生活支援セン ター	(NPO)障害者就業・生活支援センター ほっぷ	〒598-0071 泉佐野市鶴原1468	072-463-7867
兵庫県	加古川障害者就業・生活支援セン ター	(社福)加古川はぐるま福祉会	〒675-0002 加古川市山手1-11-10	0794-38-8728
	神戸障害者就業・生活支援センター	(社福)神戸聖隷福祉事業団	〒652-0897 神戸市兵庫区駅南通5-1-1	078-672-6480
	西播磨障害者就業・生活支援セン ター	(社福)兵庫県社会福祉事業団	〒678-0252 赤穂市大津1327 赤穂精華園内	0791-43-2091

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地(詳細)	電話番号
	淡路障害者就業・生活支援センター	(社福)兵庫県社会福祉事業団	〒656-1331 洲本市五色町都志大日707	0799-33-1192
	姫路障害者就業・生活支援センター	(財)姫路市障害者職業自立センター	〒670-0074 姫路市御立西5-6-26	0792-91-6504
奈良県	なら障害者就業・生活支援センター コンパス	(社福)寧楽ゆいの会	〒630-8115 奈良市大宮町3-5- 35 アクティブ宝泉ビル5階	0742-32-5512
	なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう	(社福)大和会	〒633-0091 桜井市桜井232 ヤガビル3階302号室	0744-43-4404
	なら西和障害者就業・生活支援センター ライク	(社福)ちいろば会	〒636-0802 生駒郡三郷町三室1丁目13-32	0745-51-2001
和歌山県	紀南障害者就業・生活支援センター	(社福)やおき福祉会	〒646-0061 田辺市上の山2-23-52	0739-26-8830
	障害者就業・生活支援センター つれもて	(社福)一麦会	〒640-8123 和歌山市三沢町3-40	073-427-8149
	紀中障害者就業・生活支援センタ ー わーくねっと	(社福)太陽福祉会	〒644-0011 御坊市湯川町財部726-9	0738-23-1955
	東牟婁圏域障害者就業・生活支援 センター あーち	(社福)和歌山県福祉事業団	〒647-0013 新宮市春日3-4	0735-21-7113
	伊都障がい者就業・生活支援セン ター	(社福)筍憩会	〒648-0074 橋本市野5-1	0736-32-8246
鳥取県	障害者就業・生活支援センターし ゅーと	(NPO)すてっぷ	〒683-0064 米子市道笑町2- 126 桑本ビル1階	0859-37-2140
	障害者就業・生活支援センター しらはま	(社福)鳥取県厚生事業団	〒689-0201 鳥取市伏野2259-17	0857-59-6060
	障害者就業・生活支援センター くらよし	(社福)鳥取県厚生事業団	〒682-0806 倉吉市昭和町1丁目156	0858-23-8448
島根県	島根西部障害者就業・生活支援センター レント	(社福)いわみ福祉会	〒697-0027 浜田市殿町75-8	0855-22-4141
	障害者就業・生活支援センター リーフ	(社福)親和会	〒699-0822 出雲市神西沖町2476-1	0853-43-0189
	松江障害者就業・生活支援センタ ー ぷらす	(社福)桑友	〒690-0064 松江市天神町93	0852-60-1858
	障害者就業・生活支援センター ポケットプラザ	(社福)希望の里福祉会	〒698-0003 益田市乙吉町イ110番地-1	0856-31-8221
	雲南障害者就業・生活支援センタ ー アーチ	(社福)雲南広域福祉会	〒690-2405 雲南市三刀屋町古城42-2	0854-45-3150
岡山県	岡山障害者就業・生活支援センター	(社福)旭川荘	〒703-8555 岡山市祇園地先	086-275-5697
	倉敷障害者就業・生活支援センター	(社福)倉敷市総合福祉事業団	〒710-0834 倉敷市笹沖180 くらしき健康福祉プラザ	086-434-9886
	津山障害者就業・生活支援センター	(社福)津山社会福祉事業会	〒708-0841 津山市川崎1554	0868-21-8830
広島県	みどりの町障害者就業・生活支援 センター	(社福)みどりの町	〒729-1322 三原市大和町箱川1470-2	0847-34-1375
	東部地域障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)静和会	〒726-0012 府中市中須町1550-1	0847-46-2636

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地(詳細)	電話番号
	広島中央障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)つつじ	〒739-0133 東広島市八本松町米満461	082-497-0701
	広島障害者就業・生活支援センター	(社)広島県手をつなぐ育成会	〒733-0004 広島市西区打越町17-27	082-537-1132
山口県	光栄会 障害者就業・生活支援センター	(社福)光栄会	〒755-0072 宇部市中村3-12-52	0836-36-7571
	なごみの里 障害者就業・生活支 援センター	(社福)下関市民生事業助成会	〒759-6602 下関市大字蒲生野字横田250	083-262-2116
	鳴滝園障害者就業・生活支援セン ター デパール	(社福)ほおの木会	〒753-0212 山口市下小鯖字大道2287-1	083-927-6717
徳島県	障害者就業・生活支援センター 「わーくわく」	(社福)愛育会	〒771-0214 板野郡松茂町満穂 字満穂開拓50-5	088-699-7523
	障害者就業・生活支援センター 「箸藏山荘」	(社福)池田博愛会	〒778-0020 三好市池田町州津井関1121-1	0083-72-2444
	障害者就業・生活支援センター 「よりそい」	(社福)柏涛会	〒779-2303 海部郡美波町北河内字本村344-1	0884-77-0434
香川県	障害者就業・生活支援センター 共生	(社福)恵愛福祉事業団	〒769-2702 東かがわ市松原1331-5	0879-24-3701
	障害者就業・生活支援センター オリーブ	(社福)あゆみの会	〒761-8058 高松市勅使町398-18	087-869-4649
	障害者就業・生活支援センター くばら	(医)三愛会	〒763-0073 丸亀市柞原町189-1	0877-64-6010
	障害者就業・生活支援センター つばさ	(社福)三豊広域福祉会	〒768-0014 観音寺市流岡町750-1	0875-23-2070
愛媛県	えひめ障害者就業・生活支援セン ター	(社福)愛媛県社会福祉事業団	〒790-0843 松山市道後町2-12-11 障害者更生センター道後友輪荘内	089-917-8516
	障害者就業・生活支援センター あみ	(社福)来島会	〒794-0028 今治市北宝来町2-2-12	0898-34-8811
高知県	障害者就業・生活支援センター ラポール	(社福)高知県知的障害者育成会	〒787-0010 四万十市古津賀1409	0880-34-6673
	高知障害者就業・生活支援センタ ー シャイン	(社福)太陽福祉会	〒780-0935 高知市旭町2-21-6	088-822-7119
	障害者就業・生活支援センター ゆうあい	(社福)高知県知的障害者育成会	〒783-0005 南国市大埇乙2305	088-854-9111
福岡県	北九州障害者就業・生活支援セン ター	(社福)北九州市手をつなぐ 育成会	〒804-0067 北九州市戸畑区汐 井町1-6 ウェルとばた2F	093-871-0030
	障害者就業・生活支援センター 「デュナミス」	(社福)上横山保育会	〒834-0115 八女郡広川町大字新 代1110 グランセラーノ1階A号室	0943-32-4477
	福岡県央障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)鞍手ゆたか福祉会	〒822-0024 直方市須崎町16-19	0949-22-3645
	障害者就業・生活支援センター野 の花	(社福)野の花学園	〒810-0044 福岡市中央区六本松1-2-22	092-713-0050
	障害者就業・生活支援センター じゃんぷ	(社福)豊徳会	〒825-0004 田川市大字夏吉4205-3	0947-23-1150
佐賀県	たちばな会 障害者就業・生活支援センター	(社福)たちばな会	〒849-1422 嬉野市塩田町大字谷所甲1388	0954-66-9093

都道府県	センター名	運営法人	センター所在地(詳細)	電話番号
	障害者就業・生活支援センター もしもしネット	(社福)若楠	〒841-0052 鳥栖市宿町965-1 三恵ビル1F	0942-87-8976
	障害者就業・生活支援センター きぼう	(社福)あやめ会	〒847-0033 唐津市久里2073-2	0955-78-1020
長崎県	長崎障害者就業・生活支援センター	(社福)南高愛隣会	〒854-0024 諫早市上町11-5 (わーくかんまち内)	0957-35-4887
	長崎県北地域障害者就業・生活支 援センター	(社福)民生会	〒857-0322 北松浦郡佐々町松瀬免109-2	0956-62-3844
	障害者就業・生活支援センター ながさき	(社福)ゆうわ会	〒850-0876 長崎市賑町5番29号	095-832-2080
熊本県	熊本障害者就業・生活支援センター	(社)熊本県高齢・障害者雇 用支援協会	〒860-0844 熊本市水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階	096-320-8001
	熊本県南部障害者就業・生活支援 センター「結」	(社福)慶信会	〒866-0876 八代市田中西町 15-15 ナイスビルB号室	0965-35-3313
	熊本県北部障害者就業・生活支援 センター がまだす	(社福)菊愛会	〒861-1306 菊池市大淋寺288-1	0968-25-1899
	熊本県有明障害者就業・生活支援 センター きずな	(医)信和会	〒865-0048 玉名市小野尻5	0968-71-0071
大分県	障害者就業・生活支援センター 大分プラザ	(社福)博愛会	〒870-0029 大分市高砂町2-50 オアシス21	097-514-3300
	障害者就業・生活支援センター サポートネットすまいる	(社福)大分県社会福祉事業団	〒879-0471 宇佐市大字四日市1574-1	0978-32-1154
	障害者就業・生活支援センター はぎの	(社福)大分県社会福祉事業団	〒877-0012 日田市淡窓1-68-3	0973-24-2451
	豊肥地区就業・生活支援センター つばさ	(社福)紫雲会	〒879-7111 豊後大野市三重町赤嶺1927-1	0974-22-0313
宮崎県	みやざき障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)宮崎県社会福祉事業団	〒880-0930 宮崎市花山手東3-25- 2 宮崎市総合福祉保健センター内	0985-63-1337
	のべおか障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)高和会	〒882-0836 延岡市恒富町4-66	0982-20-5283
	こばやし障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)燦燦会	〒886-0008 小林市本町32	0984-22-2539
鹿児島県	かごしま障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)鹿児島県社会福祉事業団	〒899-2503 日置市伊集院町妙円寺1-1-1	099-272-5756
沖縄県	障害者就業・生活支援センター ティーダ&チムチム	(社福)名護学院	〒905-0006 名護市字宇茂佐943	0980-54-8181
	中部地区障害者就業・生活支援セ ンター	(社福)新栄会	〒904-0033 沖縄市山里2-1-1	098-931-1716
	南部地区障害者就業・生活支援センター しごと・せいかつ支援センター群星(むりぶし)	(社福)伊集の木会	〒920-0061 那覇市字古島12- 1 ピュアパレス黒潮309	098-941-5008

8. 事業研究協力者

○評価委員

氏 名 所属等

丹下 一男 東京経営者協会 障害者雇用アドバイザー

小川 保 東京経営者協会 障害者雇用アドバイザー

畠山 千蔭 東京経営者協会 障害者雇用アドバイザー

藤田 顯 株式会社 ビジネス・チャレンジド業務第二部長

伊集院貴子 特定非営利活動法人 大阪障害者雇用支援ネットワーク

○ワーキング委員

木村 道弘 株式会社小松製作所 コマツビジネスクリエイションセンタ所長

竹本 亘 株式会社KDDIチャレンジド 管理部部長

友塚 博 山陰合同銀行 経営政策グループ ごうぎんビジネスチャレンジドまつえ副調査役兼所長

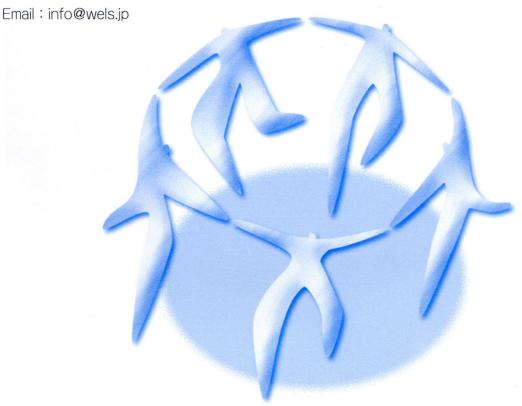
映像製作アロウイン

○事務局

特定非営利活動法人WEL'S新木場プロジェクトチーム

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-21 プラットホームスクウェア CN312

Tel: Fax: 03 (5281) 2345



※テキスト及びDVDの無断転用、複写は、お断りします

